

## Ⅱ 2024(令和6)年度を振り返って

### I さまざまな人権課題に係る国内外の状況

インターネット上の違法・有害情報の発信者情報の開示手続を定めた「プロバイダ責任制限法」が改正され、大規模プラットフォーム事業者(※)に対して、削除要請に対する申出窓口・対応体制の整備など「対応の迅速化」や、削除基準の策定・公表など「運用状況の透明化」の措置を義務付ける、「情報流通プラットフォーム対処法」が2024(令和6)年5月に国会で可決され、2025(令和7)年4月1日より施行されました。

※) 大規模プラットフォーム事業者　迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれがある一定規模以上等の者。

### 2 数値目標の達成状況

第五次行動プランでは、以下の表のとおり、横断的に取り組む施策分野に人権施策の成果を計る「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととし、施策の進捗状況を把握しています。

目 標 項 目 (*)	2023 年度 上：目標値 下：実績値	2024 年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況	
人権啓発および人権教育の推進	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数(※1)	41,800 人 45,920 人	43,200 人 44,195 人	102.3%
	学校における人権教育を通じて、人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合(※2)	92.1% 94.1%	94.7% 94.0%	99.3%
差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	人権に係る相談体制の充実に向けた取組(※3)	相談体制の充実 相談体制の充実	相談体制の充実 相談体制の充実	達成

#### 【数値目標の説明】

\* 県の中期の戦略計画「みえ元気プラン」における施策 12-1「人権が尊重される社会づくり」のKPI(重要業績評価指標)と同じです。

※1 県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計。

※2 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合。

※3 差別解消条例をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組。

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別に人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

## 人権施策 101

## 人権啓発

## 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



## 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県や市町等は、効果的な手法による多様な啓発を実施することで、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得しています。

県民一人ひとりが人権問題に対して傍観することなく、自らの問題としてとらえ、その解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組んでいます。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
(1)効果的な啓発活動の推進			
①「世界人権宣言」、「差別解消条例」等の理念・内容の普及・啓発			
・不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図るため、差別解消三法や差別解消条例の趣旨を説明するチラシやリーフレットを継続して配布するとともに、「県政だよりみえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。	・2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、差別解消三法や差別解消条例の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。	環境生活部	人権課
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だよりみえ」(11月号)や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。(再掲: 201(1)-①、202(3)-①)	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。(再掲: 201(1)-①、202(3)-①)	総務部	広聴広報課
・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。(再掲: 304(1)-②)	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組んでいきます。(再掲: 304(1)-②)	子ども・福祉部	障がい福祉課
・差別解消三法の趣旨や人権問題を解決するための教育の取組内容等を記載した「人権教育ガイドライン」をホームページ上に公開するとともに、学校や市町教育委員会にこれらの法律や差別解消条例について周知しました。	・差別解消三法や差別解消条例の趣旨および人権問題を解決するための教育の取組内容等が記載されている「人権教育ガイドライン」が2025(令和7)年3月に改定されたことをふまえ、県内全公立学校に「人権教育ガイドライン」を配付するとともに、学校や市町教育委員会に周知し、活用を促進していきます。	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②人権啓発の機会の充実、多様な手法による啓発活動の実施</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県人権センターのホームページにおいて、県人権センターの啓発イベントや講座、各地域防災総合事務所・地域活性化局や県内各市町の事業等を紹介しました。</li> <li>・テレビにおける人権啓発として、スポット放送「ネットでもリアルでも傷つく心は同じ その言葉自分に向けられますか？」を実施しました。また、人権啓発ポスター「学ぶこと かかわることで 気づく 自分の中にある差別心」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集(取組数 20,702 名)し、優秀作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県人権センターのホームページにおいて、県人権センターの啓発イベントや講座、各地域防災総合事務所・地域活性化局や県内各市町の事業等を紹介するなど、引き続き、啓発イベント等の周知に努めています。</li> <li>・電波による啓発(TVスポット、ラジオスポット、人権メッセージの募集)を実施するとともに、部落差別(同和問題)等、人権啓発ポスターや小中高生等による人権ポスターの入選作品を県内商業施設等へ掲出するなど、引き続き啓発を行っていきます。</li> <li>・SNS(注)利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんを対象に、人権に関する動画を募集し、優秀作品をSNS等に掲載するなど、効果的な啓発に取り組みます。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別(同和問題)や子ども、女性、障がい者、高齢者など、さまざまな観点における人権問題について、多様な媒体を活用した周知、啓発に努めました。具体的には、県広報紙「県政だよりみえ」やフリーペーパー、新聞、テレビ(CBCテレビ・三重テレビ)、ラジオ(FM 三重)、県ウェブサイト、SNSなどを活用し、年間を通じた広報を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。広報媒体の多様化が進むなか、各種広報媒体を効果的に活用し、子どもから大人まで幅広く受け入れられる、わかりやすい周知・啓発を行います。</li> </ul>	総務部	広聴広報課
<b>③人権啓発拠点機能の利活用</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。</li> <li>・「人権問題に関する三重県民意識調査」に基づくリーフレットなどを作成しました。</li> <li>・2024(令和6)年度に施設の老朽化へ対応するとともに、展示内容を見直すため、有識者で構成された検討委員会を立ち上げ、常設展示室のリニューアルに向けた基本方針を策定しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報が古くなっているパネルについては随時更新するとともに、作成したリーフレットを講演会や移動人権啓発活動で引き続き配布していきます。</li> <li>・見学者が人権問題についてわかりやすく学べるよう、2024(令和6)年度に策定した常設展示室リニューアル基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定します。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<b>④「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、差別をなくす強調月間(11月11日～12月10日)を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別をなくす強調月間(11月11日～12月10日)を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて、県民の人権意識の向上に向けて、引き続き啓発事業を行っていきます。</li> </ul>	環境生活部	人権センター

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)さまざまな主体との協働による啓発活動の推進</b>			
<b>①さまざまな主体と連携した啓発の実施</b>			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組む事業者、住民組織、NPO・団体等7団体の活動状況を調査しました。他団体等の取組の参考となるよう、調査内容をホームページで公開しました。	・地域住民が自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残されない社会を実現するため、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとしている団体等に、他団体の先進的な取組を紹介することで、取組の一層の推進を支援します。	環境生活部	人権課
・日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀 FC くノ一三重」と連携し、伊賀市等において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。	・スポーツ組織と連携し、引き続き県民の人権意識の向上に向けた啓発を進めていきます。	環境生活部	人権センター
・県内の商業施設等15か所で、ミニ人権パネル展や啓発物品を配布し、人権啓発事業に取り組みました。	・県内の商業施設等で、ミニ人権パネルを展示するとともに、啓発物品を配布するなどして、人権問題に関心のない層にも働きかけていきます。	環境生活部	人権センター
・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会～～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティの考え方を知り、感じる機会として、ワークショップ「ダイアログ・イン・サイレンス showcase in三重」を開催しました(参加者:91名)。	・引き続き、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会～～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動が拡がるような内容の講座を実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>②地域の特性を生かした啓発活動の実施</b>			
・差別をなくす強調月間中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。	・差別をなくす強調月間中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みます。	環境生活部	人権センター
<b>③隣保館との連携による啓発活動の推進</b>			
・各地域の特性に応じた啓発活動に取り組む市町や隣保館に対し支援を行いました。	・各地域の特性に応じた啓発活動に取り組む市町や隣保館に対し支援を行います。	環境生活部	人権センター



「差別をなくす強調月間」街頭啓発  
(津駅前)



ミニ人権パネル展  
(ヴィアくんとミッコロ)

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)事業者等への啓発活動の推進</b>			
<b>①事業者等の人権意識の高揚</b>			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、29回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。(再掲:102(3)-②、102(4)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。(再掲:102(3)-②、102(4)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	環境生活部	人権課
・県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会(加盟:106団体)」の運営及び講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」(122名参加)を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。(再掲:102(4)-②、301(1)-②)	・引き続き人権啓発に取り組む企業の裾野を広げるため、国、市町、関係機関等と連携しながら、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みます。また、講演会に参加できなかった人権啓発懇話会会員企業にはフォローアップを行い、次回以降の参加につなげていきます。(再掲:102(4)-②、301(1)-②)	雇用経済部	雇用経済総務課
・農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権啓発研修を県内各地域で13回実施し、541名が参加しました。(再掲:102(4)-②)	・人権問題に対する正しい知識と理解をより一層定着させるため、引き続き、県内の農林漁業関係団体の役職員等を対象に、研修会を幅広く各地域で実施します。(再掲:102(4)-②)	農林水産部	農林水産総務課
<b>②公正採用選考の確保</b>			
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所(8月～9月)において開催し、合計361名が受講しました。(再掲:102(4)-②、301(1)-②、301(2)-①)	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。(再掲:102(4)-②、301(1)-②、301(2)-①)	雇用経済部	雇用対策課
<b>(4)啓発活動を担う人材の養成</b>			
・各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等、地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。	・引き続き地域の特性を生かしたミニ人権大学や地域の人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催していきます。	環境生活部	人権センター
・各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催し、人権意識の向上に努めました。	・各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催し、引き続き人権意識の向上に努めています。	地域連携・交通部	各地域防災総合事務所・地域活性化局

※各地域防災総合事務所・地域活性化局や市町の人権啓発の取組については、P82～P91に掲載しています。

\*\*\*\*\*  
注) SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。

## 人権施策 102

# 人権教育

### 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につけています。また、日常生活の中で人権尊重の考え方に対するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につけています。

指導者の養成とその資質の向上を図ることで、人権尊重の理念について十分な認識を有した人権教育の指導体制が整っています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1) 就学前における豊かな人間性の育成</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士等が人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 24 回の人権保育専門講座を開催しました(612名参加)。</li> <li>保育現場での人権保育を推進するための指導方法、指導内容の調査・研究を行うワーキングを実施し、実践事例をホームページにより周知しました。</li> <li>保育所等における児童への虐待などの不適切な保育の防止に向けた研修を実施しました(四日市市・松阪市／79名参加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士等を対象に、さまざまな人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施します。また、保育現場での人権保育を推進するための指導方法、指導内容など、保育現場において実践する際に参考となる事例について研究し、その発信を行う事業を実施します。</li> <li>保育所等における児童への虐待などの不適切な保育を防止するための研修を行います。</li> </ul>	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
<b>(2) 学校教育における人権教育の推進</b>			
<b>① 人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校の生徒が各学校で取り組んだ人権学習活動を発表・交流する「人権まなびの発表会」を開催しました。</li> <li>子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催しました。研究校(小学校、中学校、県立学校、市町教育委員会が運営する人権サークル)から代表の児童生徒が参加して、子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換しました。(再掲:102(3)-③、301(1)-⑥、302(2)-④)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を県内全体に広め、生徒の主体性を育みます。</li> <li>子どもたちが差別をなくす当事者として主体的に行動するための技能を身につけられるよう、子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、保護者や地域住民とともに人権尊重の視点に立った活動に取り組みます。(再掲:102(3)-③、301(1)-⑥、302(2)-④)</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>指導主事等が市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの活用や改善、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議や市町人権教育担当者会議を開催し、差別解消条例や人権教育基本方針に基づいて、人権教育の推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方等、情報の交換及び共有を行いました。</li> <li>学校において人権教育が総合的・系統的に推進されるよう、管理職や人権教育推進委員会等の代表者に対して、人権教育カリキュラムに沿った取組の実施とその改善の重要性等について説明しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町人権教育主管課長会議や市町人権教育担当者会議の開催、指導主事の市町等教育委員会や学校訪問を通じて、人権教育推進に係る状況把握や人権侵害(差別事象)に係る情報共有に努め、学校への支援のあり方や効果的な取組について指導・助言を行います。</li> <li>県内すべての県立学校・小中学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職及び人権教育推進委員会等代表者等の資質や指導力の向上のための研修を行い、県全体の人権教育の推進を図ります。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<b>③人権学習教材の活用・定着と開発</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した県立学校において、人権学習指導資料等を活用した個別の人権問題に関する学習の研究や子どもの人権を尊重した授業づくりの研究、探究的な学びの視点を取り入れた人権教育のあり方に関する研究に取り組み、その成果を発表しました。</li> <li>教職員を主な対象として、効果的な人権学習の進め方や人権学習指導資料等の活用方法、校内研修の持ち方等に関する相談に対し、必要な情報や資料の提供を行いました。</li> <li>2024(令和6)年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員が人権教育を推進する際の指針となるよう、人権に関わる社会の現状や学校における人権教育の推進のための視点等を示した教職員向けの指導資料として「人権教育ガイドライン」を作成しました。</li> <li>教職員向け指導資料や人権学習指導資料等が学校で積極的に活用されるよう、学習展開例に沿った活動を実際に体験するほか、具体的な実践事例や研修の実施方法を発表する研修講座を会場参加とオンラインを併用して開催しました。テーマ別に行った6講座に352名の教職員が参加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した県立学校において、人権教育に関する教職員研修を行うとともに、個別的な人権問題を解決するための学習の充実を図るため、人権学習指導資料等を活用した研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めます。また、子どもたち一人ひとりの人権を尊重した授業づくりの研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めます。</li> <li>人権を取り巻く情勢の変化に対応した人権教育の先進的な事例等の情報を収集し、教職員からの人権教育相談に電話や面談等によって対応し、人権教育の推進を支援します。</li> <li>2025(令和7)年3月に作成した「人権教育ガイドライン」を県内全公立学校に配付するとともに、管理職や人権教育推進委員会等の代表者、初任者等対象の研修会、人権教育課事業や校内研修会での指導助言等を通じて内容を紹介し、活用を促進していきます。</li> <li>教職員がさまざまな人権問題について理解を深めるため、取組を進める際の参考となる資料を作成し、公立学校に配付します。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)社会教育における人権教育の推進</b>			
<b>①市町等との連携・協働</b>			
・県内全市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。(再掲:301(1)-⑤)	・市町教育委員会及び学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握します。(再掲:301(1)-⑤)	教育委員会事務局	人権教育課
<b>②住民の主体的な人権学習の促進</b>			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、29回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。(再掲:101(3)-①、102(4)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。(再掲:101(3)-①、102(4)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	環境生活部	人権課
<b>③家庭・地域と協働した取組の推進</b>			
・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催しました。研究校(小学校、中学校、県立学校、市町教育委員会が運営する人権サークル)から代表の児童生徒が参加して、子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換しました。(再掲:102(2)-①、301(1)-⑥、302(2)-④)	・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、保護者や地域住民とともに人権尊重の視点に立った活動に取り組むことで、子どもたちに差別をなくす当事者として主体的に行動しようとする意欲や具体的に行動するための技能を育みます。(再掲:102(2)-①、301(1)-⑥、302(2)-④)	教育委員会事務局	人権教育課
・「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を対象とした会議を実施し、学校・家庭・地域が連携した教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもの主体的な活動を促進しました。	・市町等教育委員会と連携し、「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を対象とした会議を実施することにより、学校・家庭・地域が連携した教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもの主体的な活動を促進し、人権尊重の地域づくりを進めます。		
・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。(再掲:301(1)-⑥)	・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけます。(再掲:301(1)-⑥)		

人権が尊重される三重をつくる  
こどもサミット

人権まなびの発表会

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(4) 事業者・民間団体における人権教育の推進</b>			
<b>①児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進</b>			
・児童生徒の保護者やPTA等の組織と協働して、人権に関する講演会を開催したり、人権に関する授業公開に保護者が参加したりするなど、学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育の推進に努めました。	・PTA等の組織とともに、人権講演会を主催するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていくよう働きかけていきます。	教育委員会事務局	人権教育課
<b>②事業者・団体の人権教育の取組促進</b>			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、29回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。(再掲:101(3)-①、102(3)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。(再掲:101(3)-①、102(3)-②、301(1)-⑦、301(3)-②)	環境生活部	人権課
・農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権啓発研修を県内各地域で13回実施し、541名が参加しました。(再掲:101(3)-①)	・人権問題に対する正しい知識と理解をより一層定着させるため、引き続き、県内の農林漁業関係団体の役職員等を対象に、研修会を幅広く各地域で実施します。(再掲:101(3)-①)	農林水産部	農林水産総務課
・県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会(加盟:106団体)」の運営及び講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」(122名参加)を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。(再掲:101(3)-①、301(1)-②)	・引き続き人権啓発に取り組む企業の裾野を広げるため、国、市町、関係機関等と連携しながら、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みます。また、講演会に参加できなかった人権啓発懇話会会員企業にはフォローアップを行い、次回以降の参加につなげていきます。(再掲:101(3)-①、301(1)-②)	雇用経済部	雇用経済総務課
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所(8月～9月)において開催し、合計361名が受講しました。(再掲:101(3)-②、301(1)-②、301(2)-①)	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。(再掲:101(3)-②、301(1)-②、301(2)-①)	雇用経済部	雇用対策課
<b>(5) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進</b>			
<b>①行政職員の人権研修の推進</b>			
・人権施策を推進するため、県及び市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されました。2024(令和6)年度は研修会を2回開催し、「AIと人権」「若い世代は部落問題をどう捉えているのか」をテーマに取り上げました。	・すべての市町で人権施策が一層推進されるよう、三重県人権・同和行政連絡協議会を活用し、市町との連携を密にすることで差別解消に向けた総合的な行政施策を積極的に推進していきます。	環境生活部	人権課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<p>・県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を13名派遣しました。(再掲:301(1)-②)</p>	<p>・県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施します。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を派遣します。(再掲:301(1)-②)</p>	総務部	人事課
<p>・だれもがわかりやすい情報の提供を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮された文字や色づかい等、情報提供の際のポイントをまとめた、「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」について、前回改訂から5年が経過していたことから、推奨するフォント情報の更新やワープロソフトの初期設定方法の記載の見直し等、情報更新を中心に改訂を行いました。また、新規採用職員や市町職員を対象とした研修等やホームページにおいて周知を行いました。</p>	<p>・引き続き、「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報提供を研修等を通じて、周知していきます。</p>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
<p>・福祉事務所の新任生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、「子どもの貧困とその影響」について研修を実施するとともに、差別解消条例等を周知しました。</p>	<p>・福祉事務所の新任生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、子どもの貧困に関する研修を実施するとともに、差別解消条例等を周知します。</p>	子ども・福祉部	地域福祉課

## ②教育職員等の人権研修の推進

<p>・教育委員会事務局及び県立学校では、人権意識の向上及び人権感覚の醸成を図るため、職員一人ひとりが主体的に、人権教育に関する動画の視聴や人権研修の受講を行いました。</p>	<p>・多様化する人権問題に対する職員一人ひとりの人権意識を高めるために、引き続きさまざまな研修を受講できる機会を提供する必要があります。今後も、職員一人ひとりが自己啓発に資する人権教育に関する各種研修会等を選択できるよう、三重県人権センターが実施する人権講座などへの参加も積極的に推奨するなど、さまざまなテーマの研修をより多く紹介していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課
<p>・教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修を、すべての公立学校で実施しました。(再掲:301(1)-②)</p>	<p>・すべての教職員を対象に、人権問題の理解を深める校内研修を実施します。また、県内すべての県立学校・小中学校等において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職及び人権教育推進委員会等代表者の資質や指導力の向上を図ります。(再掲:301(1)-②)</p>	教育委員会事務局	人権教育課
<p>・県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。(再掲:301(1)-②)</p>	<p>・教職員の世代交代が進んでいることをふまえ、今後、人権教育の中核を担う人材を育成し、その人材を活用するための支援を行います。(再掲:301(1)-②)</p>		

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集い等を推進する12校に対して、人権教育や人権研修にかかる費用の一部を支援しました。	・引き続き、各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する事業に対して助成を行います。	環境生活部	私学課
<b>③消防・警察職員の人権研修の推進</b>			
・消防学校では、新たに消防職員となった初任科生や市町消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義等を実施しています。2024(令和6)年度は、初任科生56名が人権研修で差別解消三法などについて基礎的知識を習得しました。	・消防職員の人権意識の高揚が図られるよう、引き続き、初任科生や消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義等を実施します。	防災対策部	消防・保安課
・人権に関する警察署等への巡回指導(31回)、部内資料の発出(7回)、警察学校の初任科課程、専門分野の研修課程における教養(18回)等、人権に関する教育を推進しました。警察本部においては、幹部職員等を対象として、部外講師や三重県公安委員会委員によるハラスメント防止に関する講演会(3回、参加者212名)を行いました。	・引き続き、人権に関する巡回指導や講演会を実施するほか、警察学校の初任科課程や専門分野の研修課程等においても職員に対して、時代の変化に伴った人権教育を継続的に推進し、職員の意識の更なる高揚を図ります。	警察本部	警務課
<b>④保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進</b>			
・社会福祉関係団体職員、社会福祉施設職員等を対象にした人権啓発の研修会開催等、人権意識の向上に取り組みました。	・引き続き、社会福祉施設職員等を対象にした人権啓発の研修会開催等、人権意識の向上に取り組んでいきます。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
・社会福祉施設職員の質の向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成しました。	・社会福祉施設職員の質の向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成します。	医療保健部	長寿介護課
・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めました。(再掲:307(1)−③)	・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、引き続き、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めます。(再掲:307(1)−③)	医療保健部	医療保健総務課
<b>⑤報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進</b>			
・報道機関は、人権問題を社会に認識させ、人々の行動変容を促す重要な役割を担っています。こうした報道機関の影響力に鑑み、三重報道クラブ各社と県の広報及び人権施策に携わる関係部局等との人権問題に関する研修会を実施し、人権研究の専門家による講義のほか、県の人権施策等の紹介、意見交換を行いました。	・社会教育における人権教育推進の観点から、人権に関わりの深い関係者への人権研修をさらに推進していく必要があります。そのため、引き続き、人権教育の自主的な取組として、三重報道クラブ各社と関係部局等との研修会の充実を図っていきます。	総務部	広聴広報課

## 人権施策 201

## 相談体制の充実

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



## 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

相談機関相互の連携が図られており、円滑かつ迅速に対応できる相談体制が整えられています。

県民一人ひとりが抱える問題について、身近な相談窓口で気軽に、対話を重視し、相談者に寄り添った相談が受けられています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
(1)相談窓口の広報と充実			
①幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知			
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だよりみえ」(11月号)や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。(再掲:101(1)-①、202(3)-①)	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。(再掲:101(1)-①、202(3)-①)	総務部	広聴広報課
②相談内容に応じた相談窓口の充実			
・三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。また、SNS相談窓口を設置し、人権相談へのアクセス方法を増やしました。	・三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施します。また、相談方法の拡充を図るため、幅広く人権相談を受けられるようSNS相談窓口を引き続き設置します。	環境生活部	人権センター
・県内には37館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が広く福祉と人権のまちづくりの拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を行いました。(再掲:301(3)-①)	・隣保館は、相談者の身近な地域において気軽に相談できる福祉と人権のまちづくりの拠点施設であることから、隣保館活動が地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな支援を行います。(再掲:301(3)-①)	環境生活部	人権センター
・交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者本人及びその家族に対し、損害賠償問題等について、事故状況、その他事実関係の聴取に基づき、指導助言を行いました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会、交通事故紛争処理センター等専門機関を紹介するなど、相談者への支援に努めました。	・引き続き交通事故被害者や加害者及びその家族等からの損害賠償問題等に関する相談業務を実施します。県全域にわたる相談所として、市町と連携しながら、その機能の周知を図るとともに、相談したい方に確実に対応できるよう相談業務の適切な運営に努めます。また、幅広い相談事例へ対応できるよう、相談員の資質向上を図ります。	環境生活部	くらし・交通安全課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談(電話相談 2,211件、面接相談 240 件、法律相談 71 件、心理相談 36件)や男性のための電話相談(27件)等の相談事業を実施しました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談を行います。また、男性相談のニーズの高まりを受け、男性のための電話相談を月1回から月2回に回数を増やし、実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談に対しては、弁護士相談を行いました(相談受付件数:991件、弁護士相談件数:8件)。	・引き続き、労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談に対しては、弁護士相談を行います。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
・県政に対するご意見やご要望、ご提案など、県民の皆さんから県民の声相談室にいただいたご意見等に対して迅速かつ的確な対応に取り組みました。2024(令和6)年度は、人権に関するご意見等は17件あり、人権所管部署で対応しました。	・県民の皆さんからいただいたご意見等に対して、迅速かつ的確に対応し、職員間での共有を徹底していく必要があります。引き続き、人権に関するご意見等を含め、適切な対応に努めます。	総務部	広聴広報課
<b>③利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備</b>			
・妊娠期からの虐待予防に向けて、電話及びLINE 相談「妊娠SOS みえ『妊娠レスキューダイヤル』」(相談件数 電話 141件、LINE 641件)を実施しました。	・引き続き、妊娠期からの虐待予防に向けて、電話及びLINE 相談「妊娠SOS みえ」を実施します。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
・性の多様性に関する相談を受け付けるため、電話及び SNS 相談「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」(電話67件、SNS38 件)を実施しました。チラシを県内学校に配布し、相談窓口を周知しました。(再掲:310(1))	・引き続き、性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」の運用を行います。また、認知度が低い傾向にあるので、性の多様性に関して悩んでいる方に届くよう周知を図ります。(再掲:310(1))	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・LGBTQ(注1)等当事者の方、ご家族や友人、アライ(注2)の方を対象として、気軽に交流でき、LGBTQ等の当事者の方々の医療に関することが相談できるコミュニティスペースを開設しました(2024(令和6)年11月)。(再掲:310(1))	・LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流できるコミュニティスペースを地域で開催します。(再掲:310(1))		
・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)において、11言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました(一般相談:1,620件、専門相談:54件)。(再掲:306(2)-②)	・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)において、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。(再掲:306(2)-②)	環境生活部	くらし・交通安全課
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談、面接相談など、関係機関・団体等と連携した支援を行い、被害者への支援を行いました。(再掲:308(1)-②)	・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談や面接相談など、関係機関・団体と連携し、支援を行っていきます。(再掲:308(1)-②)		

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)相談体制の強化</b>			
<b>①相談窓口の専門職員の確保・充実</b>			
・県民からの相談に的確に対応できるよう、人権相談員及び人権問題相談専門員を配置しています。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」(12講座)を開催し、資質向上を図りました(延べ687名参加)。	・県民からの相談に的確に対応できるよう、引き続き人権相談員及び人権問題相談専門員を配置します。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催し、資質向上を図ります。	環境生活部	人権センター
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、専門家による相談員研修(スーパーヴィジョン)を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、専門家による相談員研修(スーパーヴィジョン)を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図ります。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。	・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催します。	環境生活部	くらし・交通安全課
・市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町17回)や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(3市町9回)を行いました。(再掲:302(2)-①、302(3)-①)	・市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザー及びスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。(再掲:302(2)-①、302(3)-①)	子ども・福祉部	児童相談支援課
・児童福祉法改正に伴い、2024(令和6)年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するために、未設置14市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、サポートプラン作成等の支援向上につながる研修会を開催しました。(再掲:302(2)-①、302(3)-①)	・2022(令和4)年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織構築及びマネジメント向上につながる研修会も新たに実施し、運営体制の強化を推進します。(再掲:302(2)-①、302(3)-①)	子ども・福祉部	児童相談支援課
・警察安全相談に関して警察署に対する巡回指導等の教養(12回)や、若手警察官、昇任者、宿日直中の責任者等を対象とした各種研修・教養(4回)を通じ、職員の対応能力及び実務能力の向上に努めました。	・相談に対応する職員の対応能力及び実務能力の向上が図れるよう、巡回教養や各種研修等を実施するとともに、警察安全相談電話(#9110)などの警察安全相談窓口について、引き続き周知を図ります。	警察本部	総務課

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進  
人権施策【201】相談体制の充実

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②相談内容の検討(分析)による適切な対応</b>			
・福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、三重県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。	・適切な福祉サービスの提供を確保するため、引き続き、「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費の補助を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
・県内全ての児童相談所で運用している、AIを活用した児童虐待対応支援システムのデータ蓄積を進め、精度向上を図り、児童相談体制強化に取り組みました。また、児童相談所児童相談記録システムも運営し、困難な課題を抱える子どもや家庭への支援を実施するに当たり、児童相談所が収集した情報を的確に整理、蓄積できるとともに、効果的に使用できる体制を推進しました。	・児童虐待相談対応件数は2,000件を超える状況が続いており、また、児童相談所職員は経験年数の浅い職員も多い体制で運営しています。そのため、県内全ての児童相談所で運用している、AIを活用した児童虐待対応支援システムと児童相談所児童相談記録システムを活用し、事例収集とデータ蓄積を進め、困難な課題を抱える子どもや家庭への支援を実施するに当たり、効果的に使用できる体制を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課
<b>③相談者に寄り添った相談体制</b>			
・人権センターに臨床心理士等をアドバイザーとして設置し、相談対応等についてのアドバイスを受けることにより、職員が相談者に丁寧に寄り添った対応を行うための資質向上を図りました。	・人権センターに臨床心理士等をアドバイザーとして設置し、相談対応等についてのアドバイスを受けることにより、職員が相談者に丁寧に寄り添った対応を行うための資質向上を図ります。	環境生活部	人権センター
<b>(3)相談機関等相互の協働・連携の強化</b>			
<b>①各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築</b>			
・県と人権擁護委員連合会とが互いの取組について理解を深め、今後の取組や活動に生かせるよう、情報交換を行いました。2024(令和6)年度は、「三重県の人権施策と施設入所高齢者等の人権・福祉施策について」をテーマに取り上げました。	・県内のさまざまな人権問題の解決に向けて、県と人権擁護委員連合会とが連携を図り、取組や活動をともに進めていくことが必要であるため、人権に係る今日的な課題について情報交換を行います。	環境生活部	人権課
・地域の相談機関を交えて人権に係わる相談員交流会を開催し、相談事例を基にしたグループワーク等を行い連携交流を図りました(参加者16名)。	・地域の相談機関を交えて人権に係わる相談員交流会を開催し、相談事例を基にしたグループワーク等を行うなど連携交流を図ります。	環境生活部	人権センター



人権擁護委員連合会との  
情報交換会

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。	・民生委員・児童委員の活動を支援するため、引き続き、活動費の助成を行います。また、民生委員として活動するうえで必要な知識を習得するため、研修を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
<b>②相談ネットワークの構築と支援体制の構築</b>			
・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。(再掲:202(1)-⑦、301(4)-①、312(3))	・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催します。(再掲:202(1)-⑦、301(4)-①、312(3))	環境生活部	人権センター

- \*\*\*\*\*
- 注1) LGBTQ LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称のこと。LGBは性的指向に基づくもので、Tは性自認に関するもの。性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせによって、一人ひとりのセクシュアリティが構成される。最近では、LGBTにクエスチョニング・クィアを加えLGBTQと表現されるようになった。
- 注2) アライ 同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、LGBTQに代表される性的マイノリティを理解し支援するという考え方を持つ人のこと。

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 鳥羽市社会福祉協議会（鳥羽市）

「子どもの学習支援事業『YELL（エール）』」では、市内の小学4年生から中学3年生のひとり親世帯・就学援助世帯・生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもを対象に、学習支援ボランティアがマンツーマンで子どもたちに寄り添い、子どもたちが自分のペースで学習ができるようにサポートしています。安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供することで、子どもたちの学力向上と居場所づくりをめざしています。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、ここに来たら受け入れてもらえる、落ち着ける、安心できるという場所になるよう、取組を続けていきます。



## 人権施策 202 紛争解決に向けた取組の充実

### 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

いじめや虐待を受けている子ども、配偶者等からの暴力を受けている被害者などの深刻な権利侵害に対して福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携して取り組み、被害が救済されています。

差別解消条例に基づく「助言、説示、あっせん」の実施により、当事者間の問題解決が図られるなど、実効性の高い積極的な救済が図られています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1) 人権侵害に対応するための取組</b>			
<b>①差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>差別事象・人権侵害が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル」に基づき、国、市町、関係機関等と連携し、被害者の意向を確認しながら、差別行為や人権侵害に及んでしまった人に聴き取りを行い、当該事象発生の原因、背景等を確認しました。差別行為に及んだ背景として、地域社会にある偏見の影響と考えられることが多かったため、人権課題について理解を深められるよう継続的に働きかけました。また、同様の事案の発生を防止するため、正しい認識を多くの人に持つてもらう啓発についても協議し、地域における取組を促進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別事象・人権侵害が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル」に基づき、国、市町、関係機関等と速やかに情報を共有し、差別行為や人権侵害に及んでしまった人への啓発や、地域における啓発の推進について協議し、取組を進めています。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害(差別事象)に関する課題の解決のための取組が適切に行われるよう、「人権教育サポートガイドブック」に学校組織としての具体的な取組を示し、学校や市町等教育委員会の対応を支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や市町等教育委員会において、早期に学校における人権侵害(差別事象)の発生や対応状況を把握するとともに、危機管理マニュアルに基づき課題解決に向けた支援や未然防止のための指導・助言を行います。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<b>②人権侵害被害者への支援と関係者への啓発</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑化、多様化、深刻化するDV(注)事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。(再掲:303(3)-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、DV支援施策等の周知を図ります。(再掲:303(3)-①)</li> </ul>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進  
人権施策【202】紛争解決に向けた取組の充実

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しました。(再掲:302(3)-(1))</li> <li>・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施しました。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町及び関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を行いました。(再掲:302(3)-(1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。(再掲:302(3)-(1))</li> <li>・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施します。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町及び関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。(再掲:302(3)-(1))</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<b>④いじめや暴力行為等への教育相談・支援体制の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラーの配置時間を拡充し、中学校区(150中学校区、義務教育学校含む)と高等学校(56校)、特別支援学校(18校)、教育支援センター(22か所)に配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を、引き続き県立学校と中学校に配置しました。スクールソーシャルワーカーについても、配置時間を拡充し、中学校区(67中学校区)や高等学校(24校)、特別支援学校(3校)を拠点に活動するとともに、教育支援センター(22か所)に配置し、関係機関との連携のもと、問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。また、生徒指導特別指導員(6名)を任用し、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携したチームによる効果的な支援や、学校と警察との連携体制の充実に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置を行い、教育相談体制の充実を図ります。また、学校だけで対応することが困難な事案に対して、必要に応じて生徒指導特別指導員等の派遣を行い、学校が専門的な助言を得ながら適切に対応できるよう支援します。</li> </ul>	教育委員会事務局	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料や、いじめの問題を解決するための力を身に付ける学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料や、いじめの問題を解決するための力を身に付ける学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進します。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進  
人権施策【202】紛争解決に向けた取組の充実

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>⑤犯罪被害者等の精神的・経済的支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2024(令和6)年度は、13件の見舞金を給付しました。(再掲:308(3)-(2))</li> <li>犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用等助成金」制度の創設に向けて取り組みました。(再掲:308(3)-(2))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」、「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用等助成金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲:308(3)-(2))</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課
<b>⑥インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これらの差別事象の調査・分析を行いました。また、モニタリングに関する説明会を実施し、取組の拡がりを図りました(モニタリング説明会38名参加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これらの差別事象の調査・分析を行います。また、モニタリングに関する説明会を実施し、取組の拡がりを図ります。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<b>⑦人権問題に関する相談機関の充実とネットワークづくり</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。(再掲:201(3)-(2)、301(4)-(1)、312(3))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催します。(再掲:201(3)-(2)、301(4)-(1)、312(3))</li> </ul>	環境生活部	人権センター

**だれにも相談できずに悩んでいるあなたへ…**

県では、少しでも多くの県民の皆さんのお困りを添えるよう  
**DV・妊娠SOS・性暴力**の3分野合同でLINE相談を実施しています。

DVに関すること  
夫婦や恋人など  
パートナーからの暴力  
等

予期しない妊娠  
妊娠のこと  
生理のこと  
性のこと  
等

性暴力の被害  
望まない性行為  
過去の性被害  
等

**LINEで相談しませんか**

ひとりで悩まないでください。相談は匿名でも大丈夫です。

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

LINE相談は24時間受け付けていますが、返信は相談時間内になります。  
それぞれの相談時間等については、裏面をご覧ください。

**ひとりで悩まないでください。秘密は守ります。**

LINE以外に電話等でもご相談を受け付けています。  
ひとりで抱え込まず、悩みやつらい思いを私たちにうちあけてください。

**DVに関する相談窓口**

月・火・水・金 / 9:00~17:00  
木 / 9:00~20:00  
※LINE相談は月~火・水・金のみ

電話番号 059-231-5600

相談窓口 三重県女性相談支援センター  
(徳島県の徳島セントラル)

●相談例  
夫婦や恋人などパートナー  
からの暴力 等

**予期しない妊娠に関する相談窓口  
妊娠 SOS みえ**

月・水 / 15:00~18:00  
土 / 9:00~12:00  
※LINE相談は月~火・水・金のみ

電話番号 090-1478-2409

相談窓口 NPO法人  
MCサポートセンターみえみえ

●相談例  
生理のこと、妊娠のこと  
性のこと 等

**性暴力に関する  
相談窓口**

月~金 / 9:00~17:00  
電話番号 059-253-4115  
#8891 (迷惑料無料)  
相談窓口 み丈性暴力被害者支援センター  
より  
●相談例  
望まない性行為  
過去の性被害 等

※いずれも電話は connaîtですが、しきの場合はLINE相談、電話の場合は電話を connaîtります。  
+11の付いた電話番号は、三重県を意味します。

[本相談事業に関するお問い合わせ] 三重県 家庭看護・施設看護課 (DV相談)  
(妊娠SOS) TEL/059-224-2271  
子どもの育ち支援課  
くらし・交通安全課 (性暴力相談) TEL/059-224-2248  
TEL/059-224-2664

3分野(DV・妊娠SOS・性暴力)合同SNS相談 広報チラシ

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進  
人権施策【202】紛争解決に向けた取組の充実

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>⑧人権救済制度の確立に向けた取組</b>			
・さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方公共団体等との連携・協力体制を構築するよう、国に対して要望を行いました。	・法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する全国人権同和行政促進協議会を通じても、国に制度の確立を求めていきます。	環境生活部	人権課
<b>⑨相談体制の充実</b>			
・差別解消条例に基づき、三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に適切に対応しました。2024(令和6)年度には、7,046件の相談がありました(児童相談所への相談を除く)。その中のほとんどは、傾聴や助言の対応となっています。	・差別解消条例に則り、的確に人権相談対応ができるよう相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、関係機関で協議したりするなど丁寧に対応します。	環境生活部	人権課
・人権相談に対応する相談員等の職員が差別解消条例に規定する相談対応を適切に実施できるように、定期的に事例検討会を開催して実際の対応の振り返り等を行うとともに、相談対応力のブラッシュアップを図る研修を行いました。	・人権相談に対応する相談員等の職員が差別解消条例に規定する相談対応を適切に実施できるように、定期的に事例検討会を開催して実際の対応の振り返り等を行うとともに、相談対応力のブラッシュアップを図る研修を行います。	環境生活部	人権センター
<b>(2)紛争解決体制の適切な運営</b>			
<b>①助言、説示及びあっせんの申立てへの適切な対応</b>			
・差別解消条例に基づき、不当な差別に係る紛争の解決を図る体制を整備しています。2024(令和6)年度は、助言、説示及びあっせんの申立ては0件でしたが、2023(令和5)年度に説示を実施した案件のその後の対応等について、三重県差別解消調整委員会に報告しました。	・差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。(再掲:202(2)-②)	環境生活部	人権課
<b>②「三重県差別解消調整委員会」の適切な運営</b>			
・2024(令和6)年度は申立てがなかったため、三重県差別解消調整委員会は開催しませんでしたが、2023(令和5)年度に説示を実施した案件のその後の対応等について通知を行いました。	・差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。(再掲:202(2)-①)	環境生活部	人権課
<b>③勧告の適切な実施</b>			
・2024(令和6)年度は、勧告を実施すべき案件はありませんでした。	・助言、説示及びあっせんに正当な理由なく相手方が従わない場合は、助言、説示及びあっせんに従うよう勧告を行うことで、問題解決のための行動を促します。	環境生活部	人権課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3) 人権侵害への対応に関する啓発と広報</b>			
<b>① 救済につながる相談窓口、制度の広報</b>			
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だよりみえ」(11月号)や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。(再掲: 101(1)-①、201(1)-①)	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。(再掲: 101(1)-①、201(1)-①)	総務部	広聴広報課
・妊娠期からの虐待予防に向けて、高等学 校、産婦人科医療機関等にカードを配布(376か所、カード配布数: 53,910枚)し、相談窓口(「妊娠SOS みえ」「妊娠レスキューダイヤル」)を周知しました。また、Web上のバナー広告等及び電車内のステッカー貼布(近鉄600枚)による広告を実施し、周知の強化を図りました。	・引き続き、妊娠期からの虐待予防に向けて、高等学 校、産婦人科医療機関等にカードを配布し、相談窓口(「妊娠SOS みえ」)を周知します。また、Web上のバナー広告等及び電車内のステッカー貼布による広告を実施し、周知の強化を図ります。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
<b>② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進</b>			
・社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めました。(再掲: 301(1)-③)	・社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めます。(再掲: 301(1)-③)	環境生活部	人権センター



妊娠 SOS みえ  
「レスキューダイヤル」カード

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進  
人権施策【202】紛争解決に向けた取組の充実

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり</b>			
・市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンチみえなど、47か所にて配布しました。また、三重県立図書館と連携し、DV関連本を展示しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。(再掲:303(3)-(2))	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、物品配布や街頭啓発等を実施することにより、啓発に努めるとともに、3分野合同のLINE相談についても継続実施します。(再掲:303(3)-(2))	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・精神保健福祉法改正により、2024(令和6)年4月1日から精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに都道府県に通報することが義務付けられました。このことについて、各精神科病院に周知するとともに、患者向けのポスターを配布し、病棟で周知してもらうよう依頼しました。	・精神科病院での虐待通報や相談に応じるとともに、精神科病院にかかる虐待防止対策について、実地指導等の際に指導していきます。	医療保健部	健康推進課

\*\*\*\*\*  
注) DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あった者からの身体的・心理的暴力等のこと。

県以外のさまざまな主体による取組

【カスタマーハラスメント

防止ポスター】

桑名市：カスタマーハラスメント防止条例について

①目的

カスタマーハラスメントによる被害を未然に防止し、誰もが安全で安心して働くことができる環境を整えることを目的に、2025(令和7)年4月1日、「桑名市カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。

②ポイント

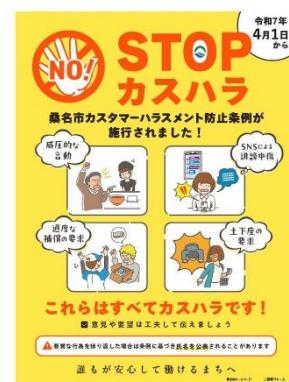
実効性を確保するための手段として、カスタマーハラスメントを防止する条例としては全国初となる氏名公表の措置を設けました。また、条例施行にあわせて「桑名市カスタマーハラスメント相談窓口」を開設し、カスタマーハラスメント被害に悩まれる市内の事業者様・就業者様などからのご相談を受け付けています。

③条例制定を受けて

企業からは、条例を制定したことへの感謝の言葉をいただいており、また、顧客の方からは、市内で買い物するときカスハラを意識するようになったとの言葉をいただいています。

「桑名市カスタマーハラスメント防止条例」の詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.kuwana.lg.jp/shoko/shigoto/cusharaboshi/jore.html>



**人権施策 301 部落差別（同和問題）**

**【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】**



1 貧困をなくす



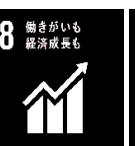
3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 繁栄がいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



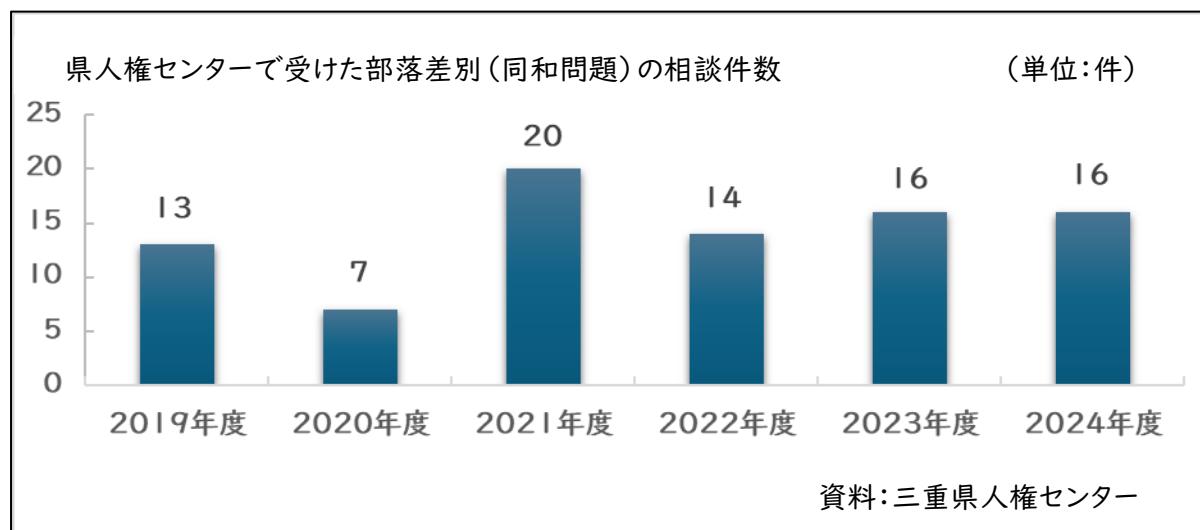
17 パートナーシップで目標を達成しよう

**【人権施策基本方針におけるめざす姿】**

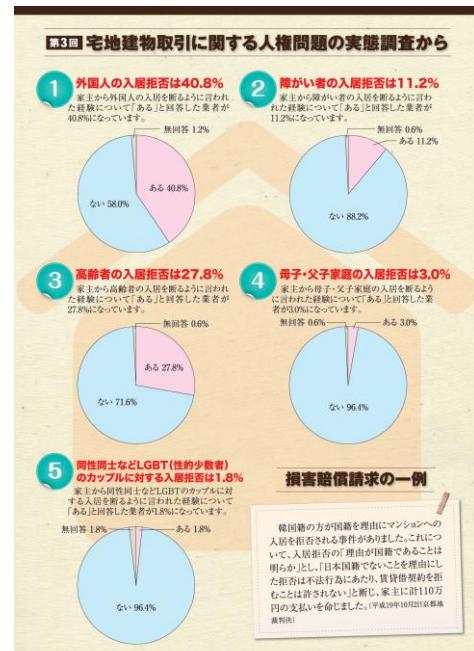
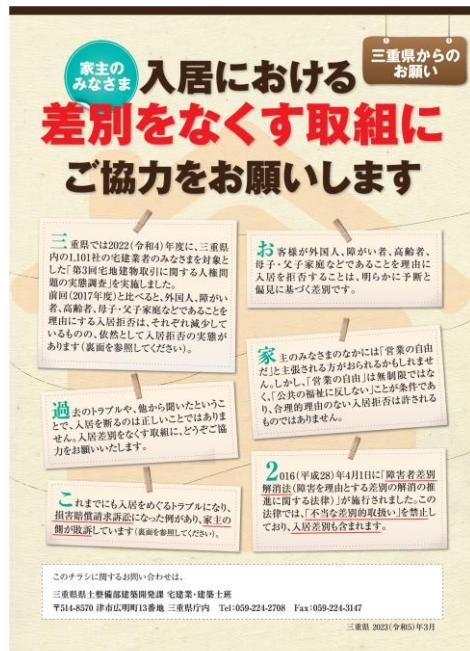
これまでの取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別解消に向けた取組が積極的に行われています。

部落差別は許されないものであるとの認識のもと、県民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、主体的に差別解消に取り組んでいます。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1) 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進</b>			
<p><b>① 部落差別を許さないという気運を醸成するような啓発活動等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての国民に基本的人権を保障する憲法の理念のもと、部落差別（同和問題）は許さないという認識をもって、解消を進めることができ大切であるため、部落差別解消推進法の趣旨を説明するチラシを継続して配布するとともに、「県政だよりみえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。</li> <li>部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決をめざしている団体が実施する啓発・研修、交流事業、調査研究等の自主的な活動に対して支援を行いました。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果から、同和地区への居住や同和地区出身者との結婚に対する忌避意識が根強くあることがわかつています。引き続き、多様な手段と機会を通じて部落差別（同和問題）について正しい認識を促進するため啓発を実施します。</li> <li>各種団体が一層効果的に事業を実施していく必要があるため、団体が取り組む人権啓発活動等に対して支援を行います。</li> </ul>	環境生活部	人権課	



2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<p>・さまざまな人権課題が身近な問題であると気付くことが重要であることから、部落差別（同和問題）をはじめとした人権啓発は、県民に親しまれているメディアを活用し、テレビスポットの放映や人権メッセージの募集（取組数2,613点）を実施するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを作成し、商業施設等に掲示しました。</p> <p>・部落差別（同和問題）等の人権課題について、正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「見なされる差別一なぜ、部落を避けるのかー」をテーマに講演を行いました。また、講演会や移動人権啓発活動において、部落差別（同和問題）についてのリーフレットを継続して配布しました。</p> <p>・「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、同和地区（注）に対する忌避意識が根強くあることが明らかになったことから、人権啓発・人権教育をより一層推進するため、市町や教職員に対し参加型の学習会（10回）を開催しました。（再掲：301(1)-②）</p> <p>・宅地建物取引士を対象とした法定講習や宅地建物取引業者を対象とした研修会等において、人権研修を行いました（法定講習11回、関係団体の研修会4回）。</p> <p>・賃貸住宅の経営者（家主）が会員の団体を通じ、家主に対して入居差別解消についての啓発チラシを配布しました。</p>	<p>・さまざまな人権問題が身近な問題であると気付くことが重要であることから、部落差別（同和問題）をはじめとした人権啓発は、県民に親しまれているメディアを活用し、テレビスポットの放映や人権メッセージの募集を実施するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送します。また、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを作成し、商業施設等に掲示します。</p> <p>・県民人権講座において、部落差別をテーマとした講演を行い、部落差別（同和問題）等の人権課題について、正しい理解と認識を広めていきます。また、講演会や移動人権啓発活動において、部落差別（同和問題）についてのリーフレットを継続して配布します。</p> <p>・人権啓発・人権教育をより一層推進するため、引き続き、市町や教職員に対し参加型の学習会を開催していきます。（再掲：301(1)-②）</p>	環境生活部	人権センター
	<p>・これまでの人権研修等の取組もあり、宅地建物業者の人権意識は向上しているものの、不動産売買における部落差別（同和問題）はなお存在しており、引き続き宅地建物取引士を対象とした法定講習や宅地建物取引業者を対象とした研修会等において人権研修を行い、更なる人権意識の向上を図ります。</p> <p>・入居差別の解消に向けて、賃貸住宅の経営者（家主）が会員の団体を通じて家主に対して、引き続きチラシを配布し、周知・啓発を行います。</p>	国土整備部	建築開発課



家主向け  
啓発チラシ

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②教育・啓発を推進する人材への支援、人材の養成</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、同和地区に対する忌避意識が根強くあることが明らかになったことから、人権啓発・人権教育をより一層推進するため、市町職員や教職員に対し参加型の学習会(10回)を開催しました。(再掲:301(1)-①)</li> <li>地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。</li> <li>地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題についての知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」(全12講座)において、部落差別(同和問題)に関する講座を3講座実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発・人権教育をより一層推進するため、引き続き、三重県民意識調査に基づき市町職員や教職員に対し、参加型の学習会を開催していきます。(再掲:301(1)-①)</li> <li>地域の特性を生かしたミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を引き続き開催していきます。</li> <li>地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題についての知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」において、部落差別(同和問題)に関する講座を複数回実施します。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を13人派遣しました。(再掲:102(5)-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施します。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を派遣します。(再掲:102(5)-①)</li> </ul>	総務部	人事課
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会(加盟:106団体)」の運営及び講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」(122名参加)を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。(再掲:101(3)-①、102(4)-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き人権啓発に取り組む企業の裾野を広げるため、国、市町、関係機関等と連携しながら、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みます。また、講演会に参加できなかった人権啓発懇話会会員企業にはフォローアップを行い、次回以降の参加につなげていきます。(再掲:101(3)-①、102(4)-②)</li> </ul>	雇用経済部	雇用経済総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所(8月～9月)において開催し、合計361人が受講しました。(再掲:101(3)-②、102(4)-②、301(2)-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。(再掲:101(3)-②、102(4)-②、301(2)-①)</li> </ul>	雇用経済部	雇用対策課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修を、すべての公立学校で実施しました。(再掲:102(5)-②)</li> <li>県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。(再掲:102(5)-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての教職員を対象に、人権問題の理解を深める校内研修を実施します。また、県内すべての県立学校・小中学校等において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職及び人権教育推進委員会等代表者の資質や指導力の向上を図ります。(再掲:102(5)-②)</li> <li>教職員の世代交代が進んでいることをふまえ、今後、人権教育の中核を担う人材を育成し、その人材を活用するための支援を行います。(再掲:102(5)-②)</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」(2013(平成25)年4月)の改正を行い、差別事象が発生した場合の報告を事業者の責務とし、業界団体を通じて県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」(2013(平成25)年4月)に基づき、宅建業団体と連携・協力しながら、研修会等において、人権問題に係る啓発を行うとともに、引き続き同指針の周知を図ります。</li> </ul>	県土整備部	建築開発課
<p><b>③差別事象への対応と啓発への活用</b></p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めました。(再掲:202(3)-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めます。(再掲:202(3)-②)</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<p><b>④「えせ同和行為」排除に向けた取組</b></p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の機関や関係団体で構成される「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて、県内で発生したえせ同和行為に関する事案や情報を共有できる体制を整備しています。連絡会は、事案等が発生した際に必要に応じて法務局主催のもと開催されるものであり、2024(令和6)年度は開催されませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>えせ同和行為の排除のためには行政機関等が一体となって取り組むことが必要であるため、引き続き、「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を図り、えせ同和行為の排除を推進していきます。</li> </ul>	環境生活部	人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有するとともに、啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し、周知、注意喚起や啓発に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有するとともに、啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し、周知、注意喚起や啓発に努めます。</li> </ul>	環境生活部	人権センター



スキルアップ講座



みえの働き方改革推進企業表彰式

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>⑤同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別解消推進法や差別解消条例等、差別を解消するための法律や条例の趣旨や内容をふまえ、人権感覚を磨き、差別解消に向けた取組を積極的に行えるよう、すべての教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修をすべての公立学校で実施し、自己啓発に努めました。</li> <li>・県内全市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。（再掲：102(3)-①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題に関する知識や理解を深めるため、すべての教職員を対象とした人権研修を実施します。また、人権教育に関する校内研修用動画等資料の作成を行います。</li> <li>・市町等教育委員会及び学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握します。（再掲：102(3)-①）</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別（同和問題）を解決するための教育に関わる実践事例や学習を行う際に参考となる資料を「教職員実践事例集」として、ホームページに公開しています。</li> <li>・部落差別（同和問題）を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料の活用を促進するための活用講座を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別（同和問題）を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、さまざまな機会を通じて、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料等の活用促進および人権教育ガイドラインの周知を働きかけます。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<b>⑥学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催しました。研究校（小学校、中学校、県立学校、市町教育委員会が運営する人権サークル）から代表の児童生徒が参加して、子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて発表し、意見交換しました。（再掲：102(2)-①、102(3)-③、302(2)-④）</li> <li>・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。（再掲：102(3)-③）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、保護者や地域住民とともに人権尊重の視点に立った活動に取り組むことで、子どもたちに差別をなくす当事者として主体的に行動しようとする意欲や具体的に行動するための技能を育みます。（再掲：102(2)-①、102(3)-③、302(2)-④）</li> <li>・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけます。（再掲：102(3)-③）</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課
<b>⑦社会教育における住民による主体的な学習支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、29回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（再掲：101(3)-①、102(3)-②、102(4)-②、301(3)-②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：101(3)-①、102(3)-②、102(4)-②、301(3)-②）</li> </ul>	環境生活部	人権課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)公正な採用選考の確立や就労促進のための取組</b>			
<b>①公正な採用選考の確立に向けた取組</b>			
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所(8月～9月)において開催し、合計361人が受講しました。(再掲:101(3)-②、102(4)-②、301(1)-②)	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。(再掲:101(3)-②、102(4)-②、301(1)-②)	雇用経済部	雇用対策課
<b>②就労促進に向けた取組</b>			
・三重県立津高等技術学校等において、離職者、求職者、学卒者、在職者を対象に職業訓練を実施し、あわせて951名が受講しました。また、誰もが働きやすい職場環境を促進するため、「みえの働き方改革推進企業」登録制度の普及に取り組み、169社の登録がありました。	・引き続き、離職者、求職者、学卒者、在職者のニーズ及び県内企業のニーズに対応した多様な職業訓練に努めるとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりの促進に取り組んでいきます。	雇用経済部	雇用対策課
<b>(3)部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進</b>			
<b>①住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進</b>			
・隣保館機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。2024(令和6)年度は、2市2館で修繕等が実施されました。	・引き続き、市町の実施する隣保館の修繕等に対し支援するとともに、建設から40年以上経過している隣保館も多く、経年劣化による老朽箇所に対する修繕が必要であることから、地方改善施設整備事業が計画的に進むよう、確実な財源措置を講じることを国へ要望していきます。	環境生活部	人権課
・部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決に向けて啓発を推進するため、隣保館が地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして十分機能を果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業に対して支援を行いました。	・部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決に向けて啓発を推進するため、隣保館が地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして十分機能を果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業に対して支援を行います。	環境生活部	人権センター
・県内には37館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が広く福祉と人権のまちづくりの拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を行いました。(再掲:201(1)-②)	・隣保館は、相談者の身近な地域において気軽に相談できる福祉と人権のまちづくりの拠点施設であることから、隣保館活動が地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するようさまざまな支援を行います。(再掲:201(1)-②)	環境生活部	人権センター
<b>②人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援</b>			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、29回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。(再掲:101(3)-①、102(3)-②、102(4)-②、301(1)-⑦)	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。(再掲:101(3)-①、102(3)-②、102(4)-②、301(1)-⑦)	環境生活部	人権課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(4) 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進</b>			
<b>①三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。(再掲:201(3)-②、301(4)-①、312(3))</li> <li>多様化・専門化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や相談スキルの習得に努めました。</li> <li>相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、他の相談機関と連携して対応を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、連携・情報交換の会議を開催します。(再掲:201(3)-②、301(4)-①、312(3))</li> <li>多様化・専門化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や相談スキルの習得に努めます。</li> <li>相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施します。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、他の相談機関と連携して対応を行います。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<b>②隣保館における相談活動等の支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援を行うとともに、隣保館を計画的に訪問し、相談状況の把握や助言を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援を行うとともに、隣保館を計画的に訪問し、相談状況の把握や助言を行います。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<b>(5) インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これら差別事象の調査・分析を行い、啓発に繋げました。また、インターネット上で同和地区の掲示等を行っている動画コンテンツ等について、法務局に削除依頼を行いました(2024(令和6)年度56件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これら差別事象の調査・分析を行い、啓発に繋げます。また、インターネット上で同和地区の掲示等を行っている動画コンテンツ等について、法務局に削除依頼を行います。</li> <li>情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながら、適切な対応に努めます。(再掲:309(3)-②)</li> </ul>	環境生活部	人権センター

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 神前地区同和教育推進協議会（四日市市）

部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題（差別）の解消に向け、「誰もが心豊かに安心して住めるまちづくり」を、住民自身によって進めていけるよう、地域の学校・園、行政機関とも連携し、教育や啓発活動を実施しています。

5月には当協議会の活動を理解してもらうための劇を上演しました。6月には「人権フェスタかんざき」を開催し、地域住民を対象に、人権問題を自分事として捉えられるよう、講師を招いて人権講演会を実施しました。夏の啓発委員研修会では、神前地区が差別のない住みよいまちとなるように、参加者が人権に関する疑問や意見を出し合い、参加者自らの人権意識を高める研修会を行いました。このように、さまざまな機会を設け、研修会や懇談会に参加してもらうことで、部落差別（同和問題）について正しく知り、自分自身を見つめ直し、差別心に気づけるよう、取組を進めています。



人権施策 302		子ども														
【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール(目標)】																
1 貧困をなくす	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 繁きがいも経済成長も	17 パートナーシップで目標を達成しよう										
【人権施策基本方針におけるめざす姿】																
<p>子どもが権利の主体として尊重されるとともに、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支えています。</p> <p>子どもが自らの意思を尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。</p>																
2024(令和6)年度の取組実績			2025(令和7)年度以降の取組方向			部局名	課名									
<b>(1)子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進</b>																
<p><b>①子どもの権利について子ども、保護者等が学習する機会の充実</b></p> <p>・「三重県子ども条例」について、子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう作成した「子どもの権利ワークシート」等の小学校での活用の促進に取り組みました。</p> <p>・「三重県子ども条例」を改正し、「子どもの権利について学ぶ機会の提供」を基本的施策の一つに位置付けるとともに、条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」を策定し、「子どもの権利に対する理解の向上」を重点的な取組の一つに位置付けました。</p>																
							子ども・福祉部	少子化対策課								
<p><b>②事業者や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実</b></p> <p>・「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもの学びや体験機会の提供等に取り組みました。</p>																
							子ども・福祉部	少子化対策課								
<b>(2)子どもの健やかな成長のための環境づくり</b>																
<p><b>①相談窓口の整備充実等の子どもの育ちを支えるための施策の推進</b></p> <p>・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しました。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。</p>																
							子ども・福祉部	少子化対策課								

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<p>・市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町17回)や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(3市町9回)を行いました。(再掲:201(2)-①、302(3)-①)</p> <p>・児童福祉法改正に伴い、2024(令和6)年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、未設置14市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、サポートプラン作成等の支援向上につながる研修会を開催しました。(再掲:201(2)-①、302(3)-①)</p>	<p>・市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザー及びスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。(再掲:201(2)-①、302(3)-①)</p> <p>・2022(令和4)年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織構築及びマネジメント向上につながる研修会も新たに実施し、運営体制の強化を推進します。(再掲:201(2)-①、302(3)-①)</p>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<p>・2024(令和6)年度は、学校における体罰の問題について子どもや保護者から11件の相談が寄せられました。相談者の気持ちに寄り添って話を聞くとともに、相談者の了解を得たうえで関係部署と連携し対応を依頼し、問題の解決に努めました。</p> <p>・2024(令和6)年度もいじめ電話相談を24時間実施し、いじめに悩む子どもや保護者から寄せられたいじめに関する相談は243件でした。相談者の気持ちを傾聴するとともに、対応が必要な場合には相談者の了解を得たうえで、関係部署と連携し対応を行いました。</p>	<p>・学校における体罰の問題について、子どもや保護者からの訴えを受け止め、速やかで適切な対応により問題の早期解決を図るため、引き続き「体罰に関する電話相談窓口」において、本人及び保護者からの相談に応じていきます。</p> <p>・いじめ問題は多様化・複雑化し、誰にも相談できずに悩みを抱えこんでいる子どもがいます。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き「いじめ電話相談」を毎日24時間実施し、子どもたちが安心して相談できる体制を整えます。</p>	教育委員会事務局	研修企画・支援課
<p><b>②子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進</b></p>			
<p>・青少年やその保護者に対し、インターネット被害防止の重要性、ペアレンタルコントロール(コンテンツのフィルタ、家庭における携帯電話利用のルール作りなど)の必要性についての講座を実施しました。</p>	<p>・青少年やその保護者に対し、インターネット被害防止の重要性、ペアレンタルコントロール(コンテンツのフィルタ、家庭における携帯電話利用のルール作りなど)の必要性についての講座を実施します。</p>	子ども・福祉部	少子化対策課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化および相談体制のネットワーク化に向けた取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラーの配置時間を拡充し、中学校区(150中学校区、義務教育学校含む)と高等学校(56校)、特別支援学校(18校)、教育支援センター(22か所)に配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を、引き続き県立学校と中学校に配置しました。スクールソーシャルワーカーについても、配置時間を拡充し、中学校区(67中学校区)や高等学校(24校)、特別支援学校(3校)を拠点に活動するとともに、教育支援センター(22か所)に配置し、関係機関との連携のもと、問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。</li> <li>県内の2中学校区、1小学校、1県立学校において、スクリーニングを行い、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を早期に把握し、スクールソーシャルワーカーによる福祉や医療などの機関との連携や、児童生徒への適切な支援方策の実践等を行いました。また、フリースクールが行う子どもたちの社会的自立に向けた体験活動を支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置を行い、相談体制の充実を図るとともに、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察等による相談体制のネットワーク化を図り、児童虐待や貧困、いじめなどのさまざまな生活背景を持つ子ども一人ひとりの課題に対応します。</li> <li>県内でスクリーニングをさらに広めるため、スクリーニングの手法をまとめたサポートブックを作成し、県内の公立学校へ配付し、取組の普及を図ります。また、フリースクールが行う子どもたちの社会的自立に向けた体験活動を、引き続き支援します。</li> </ul>	教育委員会事務局	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や警察職員等との連携強化を推進するため、県内6地区に分けて地域固有の課題などについて意見交換を行う「児童相談所・警察・市町児童相談体制ブロック別連絡会議」を開催しました。また、県内4地域に分けて、2023(令和5)年5月に発生した児童虐待死亡事例を見つめ直し、連携強化の課題改善につなげる「児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会」を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023(令和5)年5月に発生した児童虐待死亡事例検証委員会報告書においても関係機関の連携が課題の一つとして提言されていることから、児童相談所や警察職員等との連携強化を推進するため、地区別で課題改善に向けての意見交換を行います。また、合同で人材育成を行う「児童相談所・警察・市町児童相談体制ブロック別連絡会議」や、「児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会」を開催します。</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<b>④子どもが幅広い人間性を身につける機会の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催しました。研究校(小学校、中学校、県立学校、市町教育委員会が運営する人権サークル)から代表の児童生徒が参加して、子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことを発表し意見交換しました。(再掲:102(2)-①、102(3)-③、301(1)-⑥)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、保護者や地域住民とともに人権尊重の視点に立った活動に取り組むことで、子どもたちに差別をなくす当事者として主体的に行動しようとする意欲や具体的に行動するための技能を育みます。(再掲:102(2)-①、102(3)-③、301(1)-⑥)</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」(2025(令和7)年3月末現在1,633会員)等と連携し、地域の子どもたちの貴重な学び、体験の機会を提供する「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学)」を行いました。また、地域の子どもたちの学びや体験機会を創出するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して、子どもや子育て家庭を対象とした各種のイベント等を開催し、地域の特性を活かした取組を継続できるよう支援する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援事業」を行いました。また、子どもから家庭や友だちへ、大人から子どもへ思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員に対して、ネットワークの取組への積極的な参画を促し、ネットワークのさらなる活性化につなげることができます。</li> </ul>	子ども・福祉部	少子化対策課
<b>⑤インターネット上の人権侵害への取組の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回(8月下旬～9月、11月、1月)実施しました。2024(令和6)年度は、1,136件の不適切な書き込みを検知し、これらの書き込みに、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。(再掲:309(3)-①)</li> <li>学校から報告があった不適切な投稿については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施しました。(再掲:309(3)-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上のトラブルが年々増加傾向にあることから、2025(令和7)年度も引き続きネットパトロールを年3回(8月下旬～9月、11月、1月)実施します。(再掲:309(3)-①)</li> <li>学校からの報告による個別案件については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施します。(再掲:309(3)-①)</li> </ul>	教育委員会事務局	生徒指導課



「いじめ防止強化月間」  
イオンモールでのいじめ防止啓発イベント



「いじめ防止強化月間」  
街頭いじめ防止啓発活動

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>⑥子どもの貧困対策</b>			
・子どもの居場所運営団体のニーズ(してほしいこと)と、子どもの居場所を支援したいと考える企業、団体のシーズ(できること)の成立事例や市町の取組について事例発表を行いました。また、子どもの居場所の運営に必要な経費の補助、アドバイザー派遣等による人材育成事業により、子どもの居場所運営団体を支援しました。	・子どもの居場所運営団体のニーズ(してほしいこと)と、子どもの居場所を支援したいと考える企業、団体のシーズ(できること)の成立事例や市町の取組について事例発表を行います。また、子どもの居場所の運営に必要な経費の補助、アドバイザー派遣等による人材育成事業により、子どもの居場所運営団体を支援します。	子ども・福祉部	少子化対策課
<b>⑦ヤングケアラー(注)支援の取組</b>			
・ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため出前講座を10回開催しました。また、子ども達がヤングケアラーについて理解し、自分の状況について周囲の大人に相談してよいことなどを知つてもらうことを目的としたリーフレットを作成し、小学校高学年及び中学校の生徒に配布しました。	・学校や市町等関係機関の連携及び情報共有が促進されることを目的としたアセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を行います。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・ヤングケアラーについて学び、ヤングケアラーの早期発見や支援につなげるため、福祉等関係機関の職員を対象とした研修会の開催を行い、367名の参加がありました。	・子ども・若者育成支援法の改正をふまえて、高校生世代から30歳未満までの実態を把握するためのアンケート調査を実施します。		
<b>(3)児童虐待防止と啓発活動の充実</b>			
<b>①児童虐待防止と社会的養育の推進</b>			
・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しました。(再掲:202(1)-(3))	・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。(再掲:202(1)-(3))	子ども・福祉部	児童相談支援課
・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施しました。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町及び関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を行いました。(再掲:202(1)-(3))	・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施します。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町及び関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。(再掲:202(1)-(3))	子ども・福祉部	児童相談支援課



人権が尊重される三重をつくる子どもサミット



いじめ防止ロゴマーク

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町17回)や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(3市町9回)を行いました。(再掲:201(2)-①、302(2)-①)</li> <li>児童福祉法改正に伴い、2024(令和6)年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、未設置14市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、サポートプラン作成等の支援向上につながる研修会を開催しました。(再掲:201(2)-①、302(2)-①)</li> <li>要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策地域協議会を開催しました。また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るために、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザー及びスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。(再掲:201(2)-①、302(2)-①)</li> <li>2022(令和4)年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織構築及びマネジメント向上につながる研修会も新たに実施し、運営体制の強化を推進します。(再掲:201(2)-①、302(2)-①)</li> <li>県の児童相談体制の強化を図るに当たり、重要な関係機関との連携をさらに促進するため、県要保護児童対策地域協議会や県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利擁護の観点から、アドボカシーの取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めました。また、意見表明等支援員(アドボケイト)が一時保護所等を訪問し、子どもの声の聴き取りを行いました。</li> <li>外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して支援にあたりました。また、外国人支援員の資質向上のため、子どもの発達支援に関する研修も実施し、さらに的確な通訳等につながる取組も推進しました。(再掲:306(2)-③)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022(令和4)年に成立した改正児童福祉法において、子どもの権利擁護にかかる環境整備が県の業務としても求められていることから、子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童養護施設に入所する児童や里親等委託児童に対し「子どもの権利ノート」を配付するとともに、児童養護施設や市町の職員等を対象にアドボカシーに関する研修を進めます。また、意見表明等支援員(アドボケイト)が一時保護所等を訪問し、子どもの声の聴き取りを行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。</li> <li>今後も外国人住民数のさらなる増加が見込まれる中で、外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して多言語での対応を推進します。(再掲:306(2)-③)</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県社会的養育推進計画に基づき、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)を県内に4か所設置し、里親制度を普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めました。</li> <li>児童養護施設等において、子どもに家庭的な環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化や地域分散化を支援し、東紀州地域において初めての地域小規模児童養護施設を熊野市に設置しました。</li> <li>社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制の整備に取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養育を必要とする子どもが自立に向け健やかに育つことができるよう、里親委託の推進や施設の多機能化等に引き続き取り組む必要があるため、2024(令和6)年度に新たに策定した三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)に基づき、施設職員の人材育成や施設の多機能化に向けた取組を支援します。また、フォスタリング機関の里親支援センターへのスムーズな移行と設置後の里親支援センターの取組を支援します。フォスタリング機関や里親支援センターと連携し、里親の養育力向上に向けた取組を行います。</li> <li>社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を整備するなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進することにより、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。</li> <li>児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知やプログラムを提供できる児童福祉関係職員の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制の強化に取り組みました。</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待相談対応件数の増加に対応するとともに、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合プラン」に対応するため、2024(令和6)年4月から職員を20名増員しました。加えて、高度な専門性と広い視野を持つ人材を体系的に育成し、三重県の児童相談体制のさらなる強化を推進するため、「三重県児童相談所職員人材育成計画」を新たに策定しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待相談対応件数は2,000件を超える状況であり、児童相談所は経験年数の浅い職員が高い割合を占める人員体制であるため、引き続き、「新たな児童虐待防止対策体制総合プラン」に基づき児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するとともに、2024(令和6)年度に策定した「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、職員のキャリアビジョンに沿った人材育成を体系的に推進することで、専門性と組織対応力を高める研修の充実を図ります。</li> </ul>	子ども・福祉部	児童相談支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する性犯罪・性暴力被害を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施するとともに、特に低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害を防ぐため、未就学児の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施しました。(再掲:308(1)-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの性犯罪・性暴力被害を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施します。(再掲:308(1)-②)</li> </ul>	環境生活部	暮らし・交通安全課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②児童虐待に対する啓発活動の充実</b>			
・「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。	・児童相談所による児童虐待相談対応件数が2,000件を超える状況が引き続き続いていることから、「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、児童虐待の早期発見及び未然防止につながる啓発活動を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課
<b>(4)いじめ防止対策の推進</b>			
・「三重県いじめ防止条例」の基本理念をふまえ、三重県いじめ防止応援サポーターの取組やいじめ防止強化月間におけるピンクシャツ運動の推進、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組等を進めました。	・学校の内外を問わずいじめが行われないよう、いじめ防止に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するための取組を行います。また、子どもたちがいじめ防止等に向けて主体的に考え方行動する力を育む取組を推進します。	教育委員会事務局	生徒指導課

\*\*\*\*\*

注)ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### NPO法人 子どもステーションくまの（熊野市）

「NPO法人 子どもステーションくまの」では、地域を巻き込んだ子ども支援事業を実施し、子どもの権利と主体性を大切にした子どもの社会参画の場を広げ、子どもと大人が共に育ち合える生きやすい地域社会を築いていくことをめざして活動しています。

子育ち支援事業では、絵本の読み聞かせを行ったり、地域の子どもたちが文化芸術に触れる機会を提供したりしています。今後も子どもが生きやすい社会となるよう、人と人が互いに関わりを持ち助け合える地域づくりをめざして、活動を続けていきます。



## 人権施策 303

# 女性

### 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

職場、家庭、地域社会において、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、それぞれの多様な生き方が認められる男女共同参画が進むとともに、あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大に向けて、さまざまな主体による取組が進んでいます。

また、DV や性暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱える女性に対する支援等が進んでいます。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1) 男女共同参画を推進するための基盤の整備</b>			
<b>①女性の政策・方針決定過程への参画</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分からち合う男女共同参画社会の実現をめざし、2021(令和3)年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」及び第一期実施計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等にむけて取組を進めるよう、三重県男女共同参画審議会による評価や提言を通じて、関係部局へ働きかけました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県男女共同参画審議会による県の施策等に対する評価や提言の内容をふまえ、男女共同参画の普及・啓発や政策方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等にむけて、府内各部局と連携しながら男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に取り組むことで、男女共同参画の社会が実現するよう一層取組を進めます。</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ女性委員の登用を働きかけたものの、女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる附属機関の割合は、2023(令和5)年度の62.7%から2024(令和6)年度は62.5%となりました。</li> <li>市町担当課長会議や担当者研修において、県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行った結果、市町の審議会等における女性委員の割合は、2023(令和5)年度の28.2%から2024(令和6)年度は28.4%となりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、引き続き各部局に対して女性委員の登用への働きかけを行っていきます。特に女性委員の減少した附属機関等を所管する部局等を中心として、働きかけを強化していきます。また、県内市町に対しても、研修等を通じて、より一層の働きかけを行っていく必要があります。</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・農村女性の地域社会における方針決定の場への参画を促進するため、農業や地域活動に意欲的に取り組む女性を農村女性アドバイザーとして新たに6名を認定とともに、市町に対し農業委員会への女性登用を啓発しました。また、経営における役割分担や収益配分などを定める家族経営協定等について研修会等の機会を通じて説明を行いました。	・引き続き、女性が農業経営方針に参画しやすい環境を整えていく必要があるため、農村女性アドバイザーの認定や研修会の実施、農業委員会への女性登用啓発推進に向けた市町への働きかけを行うとともに、経営における女性のキャリアアップ、経営の改善につながる家族経営協定の締結等をテーマに研修会等の機会を通じて説明を行います。	農林水産部	担い手支援課
<b>②男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進</b>			
・一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分からう男女共同参画社会の実現をめざし、県民の男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました(主な講演会 2024(令和6)年5月:766名参加、2025(令和7)年3月:202名参加)。	・依然として男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担は根強く残っています。このため、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するよう、講演会やセミナーなどをを行い、より一層の普及啓発に取り組みます。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>③男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b>			
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」(1回)、「地域のリーダーを養成する講座」(3回)、「働く場の女性リーダーを養成する講座」(3回)等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。	・男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成のため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、講座やセミナーを開催するほか、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニング(2回)を実施するとともに、高等学校等へのデートDV出前講座を実施しました。	・女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニングや高等学校等へのデートDV出前講座を引き続き実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
(2) 働く場におけるジェンダー平等(注1)が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり			
<b>①男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー・ギャップ解消に向け、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けたワークショップ(計3回開催、40社42名参加)、企業トップ等の思いを見る化する「本気宣言」(32社2大学21市町参画)、働く女性のロールモデルとの交流会(28社44名参加)を実施しました。</li> <li>・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました(会員数621団体)。</li> <li>・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しました(支援数:20社)。</li> <li>・先進的な企業の取組等を照会する「ジェンダー・ギャップ解消フォーラム」を開催しました(129名参加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー・ギャップ解消に向けて、これまでの女性活躍の推進に係る取組を発展させ、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、県内企業等における取組が進むよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発、働く女性のキャリア継続やキャリアアップ支援、県内企業や活躍する女性等の情報をわかりやすい一元的な情報発信、企業等による取組実践の支援を行っていきます。</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

<b>②雇用の場におけるジェンダー平等に向けた普及・啓発の推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として169社登録するとともに、特に優れた取組を行っている6社を表彰(うち1社は「女性が働きやすい職場」賞として表彰)し、その取組事例を広く紹介しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に優れた取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携して、誰もが働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き働き方改革の推進に取り組みます。</li> </ul>	雇用経済部	雇用対策課



ジェンダー・ギャップ  
解消フォーラム

トップの熱い思いの  
本気宣言

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③育児・介護期の労働者に対する支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの設置または運営、もしくはその補助等を行う市町に助成しました(29市町)。</li> <li>・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を実施する市町に対し支援を行いました(17市町)。</li> <li>・再就職や正規雇用を希望する女性のニーズにあった形で就職できるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修や個別のキャリアカウンセリング、県内企業との交流会など総合的な支援を行い、スキルアップ研修に301名、個別のキャリアカウンセリングを58名が受講、企業との意見交換会に40名が参加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの設置または運営、もしくはその補助等を行う市町に助成します。</li> <li>・引き続き、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を実施する市町に対し支援を行います。</li> <li>・引き続き、再就職や正規雇用を希望する女性一人ひとりの希望にあった形で就職できるよう、個人の状況に応じたオンラインによるスキルアップ研修、個別のキャリアカウンセリングや、県内企業との交流会を組み合わせた一体的な支援を行います。</li> </ul>	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就労を支援するため、若年女性求職者を対象に再就職やキャリアアップを支援するセミナーや、自己PRセミナー、就労継続支援セミナーを開催し、あわせて132名が参加しました。また、県内7地域(鈴鹿、熊野、津、四日市、伊賀、伊勢、桑名)において、女性求職者を対象とした就職相談を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、若年女性求職者を対象に再就職やキャリアアップを支援するセミナーや、自己PRセミナー、就労継続支援セミナーを開催とともに、女性求職者を対象とした就職相談を実施し、女性の就労支援に取り組みます。</li> </ul>	雇用経済部	雇用対策課
<b>④女性の就労支援の推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就労を支援するため、若年女性求職者を対象に再就職やキャリアアップを支援するセミナーや、自己PRセミナー、就労継続支援セミナーを開催し、あわせて132名が参加しました。また、県内7地域(鈴鹿、熊野、津、四日市、伊賀、伊勢、桑名)において、女性求職者を対象とした就職相談を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、若年女性求職者を対象に再就職やキャリアアップを支援するセミナーや、自己PRセミナー、就労継続支援セミナーを開催とともに、女性求職者を対象とした就職相談を実施し、女性の就労支援に取り組みます。</li> </ul>	雇用経済部	雇用対策課
<b>(3)暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援</b>			
<b>①あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携強化および相談体制の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催します。</li> <li>・多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。(再掲:308(3)-①)</li> </ul>	環境生活部	暮らし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化、多様化、深刻化するDV 事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV 相談窓口やDV に対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV 事案の潜在化防止に取り組みました。(再掲:202(1)-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、DV支援施策等の周知を図ります。(再掲:202(1)-②)</li> </ul>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②暴力を許さない意識の醸成および暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組</b>			
・市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンテみえなど、47か所にて配布しました。また、三重県立図書館と連携し、DV関連本を展示しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。(再掲:202(3)-③)	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、物品配布や街頭啓発等を実施することにより、啓発に努めるとともに、3分野合同のLINE相談についても継続実施します。(再掲:202(3)-③)	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」(参加者:会場24名、オンライン44名)を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、さまざまな参加者を対象として「女性に対する暴力防止セミナー」を開催するなど、女性に対する暴力の根絶に向けて啓発を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>③DV被害者等の保護および自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進</b>			
・DV被害者等からの相談を三重県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多くいため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。また、DV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性への支援について、関係機関による「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」を開催し、新たに策定された「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に関する説明や情報共有を行いました。	・引き続き、困難な問題を抱える女性や、配偶者からの暴力等で緊急に保護が必要な女性について、関係機関と連携し、適切な支援内容が決定されるまで、短期間の一時保護を行い、自立支援につなげるとともに、平日(一部夜間)に電話相談やSNS相談、来所相談を行い、必要に応じて心理アセスメント(注2)、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図ります。また、次年度以降も「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」を継続して開催することとし、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行います。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
<b>④性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進</b>			
・性暴力被害者やその家族へ適切な支援を行い、県民の皆さんのが安全で安心に暮らせる、性暴力が根絶された社会を構築することを目的とする「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」の制定に向けて取り組みました。	・性暴力被害者やその家族へ適切な支援を行い、県民の皆さんのが安全で安心に暮らせる、性暴力が根絶された社会を構築することを目的とする「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」の制定に向けて取り組みます。	環境生活部	くらし・交通安全課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>⑤性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に向けた取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが家庭生活や家族の大切さに気づき、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、発達段階や年齢に応じたパンフレット等を小中高等学校や大学等に配布するとともに、Webコンテンツの提供による普及啓発に取り組みました。また、小学校高学年に向かって出前授業を実施しました(小学校6校で実施)。</li> <li>・自らのライフプランを考えることができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対して、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催しました(大学4校、企業2社)。</li> <li>・ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を産婦人科医会と連携して開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、子どもたちが家庭生活や家族の大切さに気づき、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、発達段階や年齢に応じたパンフレット等を小中高等学校や大学等に配布するとともに、Webコンテンツの提供による普及啓発に取り組みます。また、希望により、小学校高学年に向かって出前授業を実施します。</li> <li>・引き続き、自らのライフプランを考えることができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対して、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催します。</li> <li>・引き続き、ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を産婦人科医会と連携して開催します。</li> </ul>	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課

\*\*\*\*\*

注1) ジェンダー平等 性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

注2) 心理アセスメント 個人の心理状態、行動、認知、感情などを体系的に評価し、理解するプロセスのこと。

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 三重交通グループホールディングス株式会社（津市）

事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に向け、「お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、女性活躍推進をはじめ、グループの事業に関わるすべての人々の人権を尊重する取組を推進しています。

女性総合職・障がい者の積極的採用、キャリア形成支援、定年制度の見直し、再雇用制度の充実、人権教育の実施などの取組を積み重ねる中で、従業員全体の人権意識を高め、女性活躍を推進し、働き方等を見直すことで、「一人ひとりが働きやすい職場環境づくり」につなげていきます。



人権施策 304		障がい者						
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】								
1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	8 障がいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	14 海の豊かさを守ろう 	
15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 						
【人権施策基本方針におけるめざす姿】								
障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。								
また、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの望みをふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。								
2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名					
(1) 障がい者の権利擁護の推進								
① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進								
・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者差別解消法の趣旨を説明するチラシを継続して配布するとともに、「県政だよりみえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。	・2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、障害者差別解消法の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。	環境生活部	人権課					
・内閣府との共催により、「障害者週間(12月3日～9日)」に関する啓発広報活動として、「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいに対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。	・障がいを理由とする差別の解消を図るため、内閣府との共催により、「障害者週間(12月3日～9日)」に関する啓発広報活動として、「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいに対する理解を深めるための普及・啓発を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
・外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク(ヘルプマーク・ヘルプカード)を県市町の窓口で配布するとともに、大学生への講義、県の広報媒体等により啓発に取り組みました。	・「第5次ユニバーサルデザイン(UD)(注1)のまちづくり推進計画(2023～2026)」に基づき、さまざまな主体と連携し、学校出前授業や研修等で啓発を進めます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課					

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②障がいを理由とする差別の解消</b>			
<p>・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。(再掲:101(1) -①)</p> <p>・専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みました。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障がい者相談員等研修や県民を対象としたこころのバリアフリーセミナー、大型商業施設での啓発イベントにおいても、事例紹介を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。また、障害者差別解消法の改正により、2024(令和6)年4月に事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、障がい者差別解消啓発推進員を引き続き配置し、アウトリーチ(注2)による啓発を実施しました。</p>	<p>・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組んでいきます。(再掲:101(1) -①)</p> <p>・専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行なうほか、三重県障がい者相談員等研修や県民を対象としたこころのバリアフリーセミナーなどにおいて、事例紹介を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。また、障害者差別解消法の改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務化について、引き続き、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる啓発を実施していきます。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課



ヘルプカード



ヘルプマーク

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③障がいに関する人権教育等の推進</b>			
・UD団体等と連携して、次世代を担う子どもたちを対象にしたUD学校出前授業を33校に対して実施しました。	・引き続きUD団体等と連携して「学校出前授業」を実施し、子どもたちのユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・障がい者の人権に係る問題をテーマに、県教育委員会が作成した指導資料等を活用し、障がいの人権モデルの考え方や合理的配慮の理解を深めるための講座を集合型とオンライン型を併用して開催しました。	・学校において社会的障壁や障がい者に対する偏見・差別をなくし、共生社会の実現に向けて、障がいの人権モデルや合理的配慮など障がいに関する理解を深めるため、2025(令和7)年3月に作成した「人権教育ガイドライン」を県内全公立学校に配付し、周知および活用を促進していきます。	教育委員会事務局	人権教育課
<b>④障がい者虐待の防止</b>			
・虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を3回開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図りました。	・虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図ります。	子ども・福祉部	障がい福祉課
・「障がい者虐待防止の専門家チーム会議」を2回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、県の事業者に対する指導について助言をいただき、指導の参考としました。	・「障がい者虐待防止の専門家チーム会議」を開催し、虐待対応事例の検討を行います。また、県の事業者に対する指導について助言をいただき、指導の参考とします。		
<b>⑤権利擁護のための体制の充実</b>			
・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催しました。また、県の取組を推進するため、三重県成年後見制度利用促進協議会を開催しました。(再掲:305(2)-②)	・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催します。また、県の取組を推進するため、三重県成年後見制度利用促進協議会を開催し、市民後見人の養成に向けて検討を進めます。(再掲:305(2)-②)	医療保健部	長寿介護課
<b>(2)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b>			
・公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅(2駅、1路線)のバリアフリー化を支援しました。(再掲:305(1)-②)	・県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。(再掲:305(1)-②)	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、UD推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。	・公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、引き続きUD推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めます。		
・「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準に基づき、2024(令和6)年度は、学校の実情に応じ、手すりの設置(2校)や渡り廊下・体育館通路等のスロープの設置(4校)等に取り組みました。また、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、屋外トイレバリアフリー化工事(1校)を含むトイレ洋式化改修(14校)を行いました。	・学校の実情に応じて、段差解消・手すり設置等を行います。また、県立学校長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化等に取り組みます。	教育委員会事務局	学校経理・施設課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3) 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり</b>			
<b>① 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児・者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、児童発達支援センター1か所、生活介護事業所1か所の整備に対する補助を行いました。</li> <li>・適切なサービスの提供が行われるよう、事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、指導・助言を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域により障害福祉サービスに格差があるとともに、重度障がい児・者の地域支援生活を支援するサービスが不足していることから、障がい児・者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備に対する補助を行う予定です。</li> <li>・適切なサービスの提供が行われるよう、事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、指導・助言を行います。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、引き続き福祉サービスの利用援助等を行う事業に要する経費の補助を行います。</li> </ul>	子ども・福祉部	地域福祉課
<b>② 障がいのある人もない人も共に参画できる社会の実現</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県障害者施策推進協議会を開催し、障がい者福祉施策を適切に推進するための協議、検討を行いました。また、共生社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2024年度～2026年度一」に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組みました。</li> <li>・三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施し、障がい者の社会参加を促進しました。</li> <li>・障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポーツ祭を開催しました。また、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉施策を適切に推進するため、三重県障害者施策推進協議会を開催し協議、検討を行います。また、共生社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2024年度～2026年度一」に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を着実に取り組んでいきます。</li> <li>・障がいのある人がいきいきと充実した生活を送れるよう、引き続き、三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施します。</li> <li>・障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポーツ祭を開催します。また、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進します。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」(11月22日～24日)、「みえアールブリュット」(移動展示会2回)を開催するなど、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成等に取り組みました。</li> <li>・福祉事業所における工賃向上を図るために、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行いました。また、障がい福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。</li> <li>・共同受注窓口に福祉事業所への発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ホームページを活用した物販促進や県庁での物品販売などの支援に取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、引き続き、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」、「みえアールブリュット」(移動展示会)を開催するなど、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成等に取り組みます。</li> <li>・物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続く中、福祉事業所における工賃向上を図るために、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行っていきます。また、障がい福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着の支援を行います。</li> <li>・共同受注窓口に福祉事業所への発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ホームページを活用した物販促進や県庁での物品販売などの支援に取り組みます。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の農業就労機会の拡大に向け、農福連携の現場で農業経営体や福祉事業所に具体的なアドバイスをする専門人材の育成研修を開催し、農業ジョブトレーナー(29名修了)と農福連携技術支援者(9名認定:農林水産省認定)を育成しました。また、農林水産業者や福祉事業所からの農福連携に係る相談などに一元的に対応するため、農福連携ワンストップ窓口を設置し、その運営を支援しました。</li> <li>・農福連携に取り組む福祉事業所の経営安定と発展、障がい者の工賃向上等に向け、農福連携マルシェを延べ14回開催し、農福連携によって生産される農産物・加工品(ノウフク商品)の販路拡大を図りました。また、専門家等との連携による新商品の開発も支援しました。</li> <li>・障がい者やその人たちの作業を援助する職員の労力負担を軽減するため、スマートグラス(収穫作業時の判断支援等)を用いた実証に取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障がい者の農業就労機会の拡大を図る必要があるため、県内での農福連携の活動を拡大していく専門人材の育成に取り組むとともに、農林水産事業者と福祉事業所等のニーズを把握しマッチングする農福連携ワンストップ窓口の活動を支援します。また、地域の農業者や事業体を核とした農福連携の拠点づくりの取組を支援します。</li> <li>・引き続き、障がい者の工賃を向上させる必要があるため、農福連携マルシェの開催によるノウフク商品の販路拡大の取組を支援し、農福連携の認知度向上を図ります。</li> <li>・引き続き、農福連携の現場環境を整備する必要があるため、これまでに得られた現場へのスマート技術導入の実証効果について、関係機関等に啓発を行います。</li> </ul>	農林水産部	担い手支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の就労の場の拡大に向け、農福連携に取り組む障がい者就労施設において、障がい者が作業しやすく、飲食店や消費者等が求め、売れる新たな農産物(アレッタ)の栽培実証を4就労施設において実施しました。また、アプリ等を活用した農産物の集荷・市場出荷の実証に5就労施設で取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業は2024(令和6)年度で終了しますが、障がい者就労施設が生産する農産物の集荷・市場出荷等について、フォローアップを行います。</li> </ul>	農林水産部	農産物・安全流通課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業分野への更なる障がい者就労を進めるため、林業事業者と社会福祉施設とのマッチングを担うコーディネーターを2名育成しました。</li> <li>・木工分野等での林福連携に向けた調整などのマッチング活動支援に取り組み、木工分野で4件、苗木生産分野で2件、計6件のマッチングが成立しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林福連携コーディネーターが不在の地域では、林福連携が進んでいないため、こうした地域を中心にコーディネーターの確保・育成を進めます。</li> <li>・苗木生産等の労働力を確保するため、さらなる林福連携の拡大が必要なことから、地域に根差したコーディネーターによる林業事業体や社会福祉施設の受委託等に関する情報発信・普及活動の支援に取り組みます。</li> </ul>	農林水産部	森林・林業経営課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業分野への障がい者の就労を促進するため、水産関係者から需要が高まっている漁具の修繕・再利用作業を中心にコーディネーターのマッチング活動支援に取り組み、8件のマッチングが成立しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水福連携の更なる取組拡大を図る必要があるため、水福連携の認知度向上を目的とした関係者への効果的な情報発信や効率的なマッチング活動支援に取り組みます。</li> </ul>	農林水産部	水産振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用に対する県民・企業への理解促進を図るため、三重労働局と連携した企業訪問(約155社)やセミナー、イベントなどを開催しました。</li> <li>・2024(令和6)年4月に法定雇用率が2.5%に引き上げられたことに伴い、新たに障がい者雇用が義務づけられた企業や法定雇用率未達成企業を対象として雇用拡大に向けたアドバイザーの派遣を行いました(派遣企業30社)。</li> <li>・多様で柔軟な働き方を推進するため、短時間雇用やテレワーク導入支援アドバイザーを企業へ派遣しました(派遣企業63社)。</li> <li>・ステップアップカフェを運営し、障がい者が働くことへの理解の促進を図りました(延べ利用者数172,609名)。なお、県内の障がい者雇用の状況が一定改善したことからステップアップカフェの運営は2024(令和6)年12月18日をもって終了しました。</li> <li>・障がい者と共に働く県内のカフェの利用を促進するため、大型商業施設でのイベント開催などを通じて、各カフェの紹介を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障がい者雇用に対する県民・企業への理解促進や障がい者雇用を進める企業等を増やすなど障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、障がい者のテレワークなど、働く意欲のあるすべての障がい者が、自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を促進します。</li> </ul>	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
<b>③発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、及び就業・生活支援に関する専門的・広域的な相談支援を実施することで、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、及び就業・生活支援に関する専門的・広域的な相談支援を実施することで、障がい者の地域での生活を支援します。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めます。</li> </ul>	子ども・福祉部	障がい福祉課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(4)精神障がい者の地域生活の支援</b>			
<b>①精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発</b>			
・心のサポーター(精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者)の養成に向けた研修を2回開催し、精神疾患に係る正しい知識の普及啓発を行いました。	・2025(令和7)年度からは、こころの健康センターだけでなく、各保健所でも心のサポーター養成研修を開催し、より多くの県民が精神障がいの正しい知識と理解を持てるよう取り組みます。	医療保健部	健康推進課
<b>②精神障害にも対応した地域包括ケアの推進</b>			
・医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う精神障がい者アウトリーチ体制構築事業を県内3圏域で実施し、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、訪問支援を行いました。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう、県の精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会を開催し、情報共有等を行いました。	・医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う精神障がい者アウトリーチ体制構築事業を県内各圏域で継続して実施し、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、訪問支援を行います。また、引き続き「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう、県の精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会を開催し、情報共有等を行います。	医療保健部	健康推進課
<b>(5)特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障</b>			
<b>①障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進</b>			
・特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等からの要請に応じて、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の教育支援計画の作成等について支援しました。また、発達障がいのある子どもへの指導・支援について理解を深めるため、通級による指導を担当する教員等を対象にした連続した研修講座(12回)を実施しました。	・引き続き一人ひとりの児童生徒に合った切れ目ない支援を行うために、幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、「パーソナルファイル」の活用を促進します。また、発達障がい支援に係る研修講座を実施し、教員の専門性向上を図ります。	教育委員会事務局	特別支援教育課



みえアールブリュット  
(移動展示会)



ステップアップカフェ

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・発達支援が必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザー(4名)の育成を行いました。また、小児科医等を対象とした連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の充実に取り組みました。	・発達支援が必要な子どもの身近な地域における相談支援体制を強化するため、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成を行うとともに、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所等の活用支援に取り組みます。また、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催し、市町や関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みます。	子ども・福祉部	児童相談支援課
<b>②特別支援学校のキャリア教育の推進</b>			
・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業等と連携した技能検定を実施しました。	・引き続き特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていくよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。	教育委員会事務局	特別支援教育課
<b>③交流および共同学習の推進</b>			
・特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に進めました。直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みました。	・引き続き障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め尊重し合うことができ、可能な限り同じ場で共に学べるよう、交流及び共同学習を進めます。	教育委員会事務局	特別支援教育課

\*\*\*\*\*  
注1) ユニバーサルデザイン (UD) ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

注2) アウトリーチ 「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、医療や福祉 の分野では、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合に、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### NPO法人 えん (伊賀市)

「NPO法人 えん」では、経験不足や教育不全、トラウマ、障がい等の理由で、一般社会で継続して仕事をするために必要な力が不足したまま現在に至る若年無業者及び障がい者に対して、さまざまな形で就労支援を行っています。就労体験等を通じて、職業理解や自分の適性を知る機会を提供し、自立・就労をサポートしています。

働くことは、生活の自立だけでなく、自己の肯定、そして生きがいにも繋がると考えています。今後もより多くの人たちの就労支援はもちろん、「NPO法人 えん」としても、成長し続けたいと思っています。



人権施策 305		高齢者								
【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】										
<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を	<b>8</b> 頑張がいも 経済成長も	<b>10</b> 人や国の不平等 をなくそう	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう						
										
【人権施策基本方針におけるめざす姿】										
<p>高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。</p> <p>また、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。</p>										
2024(令和6)年度の取組実績		2025(令和7)年度以降の取組方向		部局名	課名					
<b>(1)高齢者の社会参加、参画の促進と交流</b>										
①老いや介護に関する正しい理解の普及										
・高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ(1,093クラブ)の活動費を助成するとともに、三重県社会福祉協議議会に委託して生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施しました。	・老人クラブが社会活動、ボランティア活動や世代間交流等の地域貢献活動を積極的に行えるよう支援するとともに、生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施します。			医療保健部	長寿介護課					
②文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備										
・公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅(2駅、1路線)のバリアフリー化に支援しました。(再掲:304(2))	・県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。(再掲:304(2))			子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課					
③多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化										
・高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するための活動を行っている三重県シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付しました。	・引き続き、補助金の交付等により、三重県シルバー人材センター連合会に対して支援を行います。			雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課					
・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、県内企業に対し高齢者雇用の好事例の紹介等を行うセミナー及び高齢者雇用に係るアドバイザー派遣を実施するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナー等を開催しました(アドバイザー派遣42社、企業向けセミナー等参加企業125社、求職者向けセミナー等参加者494名)。	・引き続き、県内企業・求職者向けセミナーを開催するとともに、新たにキャリアコンサルタント等による個別相談会を開催し、求職者における職業選択の幅を広げる機会を創出します。									

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)高齢者的人権に配慮した社会環境の整備</b>			
<b>①高齢者虐待の防止と適切な対応</b>			
・家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。	・家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施します。	医療保健部	長寿介護課
<b>②認知症総合対策の推進</b>			
・認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成(8名)や、かかりつけ医(2回、43名)、歯科医師(1回、46名)、薬剤師(1回、116名)、看護師(1回、83名)、病院勤務の医療従事者(2回、69名)、病院勤務以外の看護師等(2回、102名)を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成(2025(令和7)年3月末現在259,831名)に取り組みました。	・認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成や、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の看護師等を対象とした認知症対応力向上研修等を実施します。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成に取り組みます。	医療保健部	長寿介護課
・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催しました。また、県の取組を推進するため、三重県成年後見制度利用促進協議会を開催しました。(再掲:304(1)-⑤)	・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催します。また、県の取組を推進するため、三重県成年後見制度利用促進協議会を開催し、市民後見人の養成に向けて検討を進めます。(再掲:304(1)-⑤)	医療保健部	長寿介護課



認知症コールセンター  
チラシ

この事業は、三重県が公益社団法人「家族の会」三重県支部へ委託して実施しています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実</b>			
<b>①質の高い介護サービス提供への取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の調査(26施設)を行いました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホーム(注1)(1施設)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(1施設)の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。</li> <li>居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、軽費老人ホーム(35施設)の運営に対して補助を行いました。</li> <li>ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の介護サービスを利用しやすいよう、低所得者の介護保険利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人(144法人)に対して支援を行いました。</li> <li>2016(平成28)年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修(参加者:459名)や主任介護支援専門員更新研修(参加者:225名)等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施しました。さらに喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を促進します。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービスの整備について、市町を支援します。</li> <li>軽費老人ホームは、要援護高齢者が安心して生活できる施設として一定の役割があるため、県内35の軽費老人ホームに対し、引き続き、その運営に要する経費の一部を補助します。</li> <li>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度において、軽減実施のある事業所数を増やすことができるよう、社会福祉法人等に対して周知・働きかけを行います。</li> <li>介護支援専門員の資質向上に必要な研修および介護支援専門員証の更新に必要な研修等を実施します。</li> <li>引き続き、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。</li> <li>医療的ケアニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成等に引き続き取り組みます。</li> </ul>	医療保健部	長寿介護課
<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、引き続き福祉サービスの利用援助等を行う事業に要する経費の補助を行います。</li> </ul>	子ども・福祉部	地域福祉課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②地域包括ケアの推進</b>			
<p>・「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画)」(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)に基づき、地域包括ケアシステム(注2)の深化・推進に向けた取組を進めました。</p> <p>・地域包括支援センター職員への研修(4回、204名)を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣(20回)しました。また、各市町の介護予防・自立支援及び在宅医療・介護連携体制について、市町ヒアリングを行い、包括的な視点で事業が進められるよう現状や課題等を把握し、市町間で情報共有しました。</p>	<p>・第9期三重県介護保険事業支援計画「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、介護保険制度運営に係る市町等保険者に対する担当者会議等の開催や、介護給付適正化に係る支援等を実施することにより、介護保険制度が適正に運営されるように支援します。</p> <p>・引き続き、在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣し、市町を支援します。</p>	医療保健部	長寿介護課

\*\*\*\*\*  
注1) グループホーム 認知症のある高齢者が、スタッフの介助を受けながら少人数で共同生活をおくる施設。

注2) 地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援を行う体制。

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 昼生地区まちづくり協議会（亀山市）

昼生地区では、高齢者が互いに生活上の困り事を助け合う「フレンドサービス事業」を導入しています。家の周りや畠の草刈り、庭木の剪定、伐採、消毒、網戸の清掃、ごみ集積所へのごみ出し等、協議会で購入した利用券を利用しサービスを受けることができます。

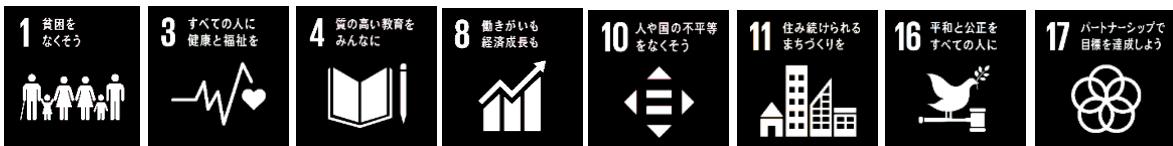


昼生地区の高齢者は約35%を占め、体が不自由になったときなど、支援できる家族が近くにいなければ、地域で助け合う必要があります。時間や体力に余裕のある元気な高齢者たちが支援の輪をつなげていく、いわば、助け合いの継承です。高齢者がいつまでも生き生きと生活できる昼生地区をつくるため、フレンドサービスによる助け合いの継承を地道に続けていきます。

## 人権施策 306

# 外国人

### 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

外国人住民が、行政等から十分な情報や支援を得ることで、生活、就労、教育等の課題の解決が図られ、安全、安心な生活を送っています。

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、偏見や差別のない環境のもとで、地域社会と一緒に築いています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1)多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進</b>			
<b>①多文化共生への環境づくり</b>			
・1月の多文化共生に係る啓発月間において、日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていくよう、啓発イベントを実施しました。また、東海4県1市で連携して「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを開催しました。	・府内関係部局や市町等と連携し、外国人と日本人の相互理解の促進や多文化共生意識の醸成に向けた啓発イベントなどの取組を実施するとともに、東海4県1市で連携して「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを開催します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>②国際理解等に関する啓発の推進</b>			
・外国にルーツのある人々等に対する不当な差別的言動のない社会を実現するため、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を説明するチラシを継続して配布するとともに、「県政だよりみえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。	・2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、ヘイトスピーチ解消法の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。	環境生活部	人権課
・国籍に関係なく、多様な国の人々の人権が尊重される社会が実現されることを目的として、外国人の人権をテーマにした講演会を開催(参加者:345名)するとともに、パネル展示を行いました。	・引き続き、外国人の人権をテーマにしたパネル展を開催していきます。	環境生活部	人権センター

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援</b>			
<b>①外国人労働者の相談窓口の充実</b>			
・外国人材の就職を支援するため、県内企業への就業体験を開催するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談会を行いました。また、外国人労働者が安心して働くことができるよう適正な就労環境を確保するため、事業者に対して採用ノウハウ等の提供を行うセミナーや個別相談会及び外国人雇用に係るアドバイザー派遣を実施するとともに、三重労働局と連携して経済団体に要請活動を行いました(アドバイザー派遣42社、企業向けセミナー等参加企業145社、求職者向けセミナー等参加者172名)。	・引き続き、外国人材の県内就職を支援するため、県内企業への就業体験や合同説明会を開催するとともに、外国人労働者が安心して働くことができるよう適正な就労環境を確保するため、事業者向けセミナーや個別相談会を実施します。また、三重労働局と連携して、経済団体に外国人労働者の適切な雇用管理等に関する協力を依頼します。加えて、外国人労働者及び企業も対象とした外国人雇用に関する総合的な相談窓口や、企業が外国人材の受入れ後に実施する取組の支援について調査します。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
<b>②外国人住民への情報提供、相談窓口の充実</b>			
・外国人住民が生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました。(ページプレビュー数:140,123件)	・県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により外国人住民が必要とする行政や生活、防災等に関する情報を適切に提供します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・国際交流員が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行いました。(出前講座:42回、やさしい日本語講座:9回)	・国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)において、11言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました。(一般相談:1620件、専門相談:54件)(再掲:201(1)-③)	・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)において、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。(再掲:201(1)-③)	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができる、「通訳付き電話相談窓口(3者通話可能)」の契約を更新しました。	・「通訳付き電話相談窓口(3者通話可能)」の回線設置を継続していきます。	県土整備部	住宅政策課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>③外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備</b>			
・外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して支援にあたりました。また、外国人支援員の資質向上のため、子どもの発達支援に関する研修も実施し、さらに的確な通訳等につながる取組も推進しました。(再掲:302(3)-①)	・今後も外国人住民数のさらなる増加が見込まれる中で、外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して多言語での対応を推進します。(再掲:302(3)-①)	子ども・福祉部	児童相談支援課
・医療従事者等を対象とした外国人患者対応セミナーを開催するとともに、医療通訳の育成に取り組みました。また、医療通訳をモデル的に配置しました(育成した医療通訳者数:26名)。	・外国人患者対応セミナーを開催するとともに、医療通訳者の育成に取り組みます。また、医療通訳のモデル配置を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人エイズ患者診療のために病院に通訳を派遣するよう体制を整えました。	・全国では外国籍のHIV感染者/エイズ患者の新規報告数が毎年一定数あるため、外国人HIV感染者・エイズ患者の診療が円滑に行われるよう、引き続き医療機関への通訳派遣を実施します。	医療保健部	感染症対策課
<b>④外国人住民への防災に関する支援</b>			
・市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しました(外国人防災リーダー研修修了者数:15名)。(再掲312(2))	・市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。(再掲:312(2))	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課



皆様からの情報をお待ちしています!

連絡先: mief@mief.or.jp 三重県伊勢市

ただし、以下の情報は複数でまとめてお伝え下さい。  
ご自身で自分のものとお伝え、セーフな状況の下でお伝え下さい。  
LINE公式アカウントもあります。お問い合わせ下さい。

三重県日本語教育プラットフォーム、三重県の公式による三重県防災対策がお伝えしております。



三重県日本語教育プラット  
フォームチラシ

MieCo(みえこ)チラシ(表)

MieCo(みえこ)チラシ(裏)

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)外国人の権利擁護と社会参画の促進</b>			
<b>①外国人住民による行政への参画の促進</b>			
・「三重多文化共生推進会議」や「外国人住民情報交換会」を開催し、外国人住民の意見を聴取して取組の参考にしました。	・「三重多文化共生推進会議」や「外国人住民情報交換会」を開催し、外国人住民の意見を聴取します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>②日本語教育体制の整備</b>			
・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」において、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行っています(連携団体数(累計):109団体)。  ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しました(セミナー参加者数:37名)。	・「三重県日本語教育プラットフォーム」にて外国人住民の支援に役立つ情報を共有します。  ・市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、学習支援ボランティアの育成セミナーを実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>③外国人児童生徒への教育支援</b>			
・外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内の「初期適応指導教室」の設置、外国人児童生徒及びその保護者に進路の情報を提供する進路ガイダンスの開催等を支援するとともに、各市町における「特別の教育課程」による日本語指導の取組を進めました。また、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援のため、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣、オンラインを活用した日本語指導等を実施しました。	・日本語指導が必要な外国人児童生徒数及びその在籍校数は依然増加傾向にあるとともに広域化が進む現状の中、外国人児童生徒が、より質の高い日本語指導が受けられるよう、引き続き、担当教員の指導力向上を図る研修会の実施、巡回相談員の派遣やオンラインを活用した日本語指導等に取り組みます。また、就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。	教育委員会事務局	小中学校教育課



三重県には約62,000人の外国人が暮らしている、その国籍・地域は100を超える。

話す言葉はさまざまなので、外国人には日本語で話すという考え方が正しいとは限りません。

実は簡単な日本語がつらわるのは、という外国人もいるのです。

やさしい日本語は、日本にいたりたい伝えるために、言葉づらいや表現を工夫した日本語のことです。

外国人だけではなく、子どもや高齢者、障がいのある方とのコミュニケーションにも役立つツールとして、行政、医療、教育、観光などさまざまな分野で取り組みが広がっています。

「やさしい日本語」はどんなときに使うの?

- 地震や風などの災害時に  
災害に巻き込まれたときや何かを伝たいときに、ゆっくりとわかりやすい日本語を  
書いて情報を伝したいときや何かを伝たいときに、ゆっくりとわかりやすい日本語を  
書いて情報を伝えることができます。
- 日常会話で  
困っている外国人を見かけたときや何かを伝たいときに、ゆっくりとわかりやすい日本語を  
書いて必要な情報を伝えることができます。

「やさしい日本語」への新しい換え例

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 登校 → 家庭に広げ     | キャンセルする → 空める       |
| 両親 → お父さんとお母さん | それはできません → それはできません |
- 「登校」「両親」のような英語は、漢字や文のない国の人にはむずかしいです。カタカナ語や方言も慣れていないとわかりません。いつも使っている言葉で言い換えることで、多くの人に伝わりやすくなります。

「やさしい日本語」には正確な言葉がありません。

何が伝わりやすいかは相手の出身地や日本語能力、日本での生活経験、また、年齢、性別、障がいのあるなどによってそれぞれ異なります。相手を思いやり、「やさしい日本語」と「やさしい英語」とでコミュニケーションをとるましょう。



### 『やさしい日本語』を話すときのポイント

#### ① わかりやすく話す

はっきり最後まで言い切る、あいまいな言い方をしない

『その日はちょっと…、行けたらいいね。』

→ すみません、その日は行けません。

1つの情報を1文で短く伝えます

『進路は広くて、公園もあって、秋は紅葉が色づいていて、とてもきれいです。』

→ お隣町は広いです。公園があります。秋は黄っぽい色が変わります。とてもきれいです。

#### ② 簡単な言葉を使う

敬語は控えめにして、丁寧の「です」「ます」を使う

『この本は読み切らせるものをお持ちですか?』

→ 在庫カードや冊子の販売はありますか?

漢語などむずかしい言葉は、簡単な言葉にする

『大型の台風が近づいています』

→ 大きな台風が近づいています。

#### ③ 思いやの気持ちを大切にする

一度にたくさん説明しないで、ゆっくり話す

・子どもをいじるような言葉をしない

・写真や実物を見せて、わかりやすく伝える

・相手が安心して話せるように、笑顔で接する

### 誰とでも、もっと簡単にコミュニケーションをとれるように

### はじめませんか、「やさしい日本語」

問い合わせ先

三重県 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

電話番号 059-222-5974

「やさしい日本語」を手軽に学べる

ガイドラインを公開しています!



やさしい日本語普及チラシ (表)

やさしい日本語普及チラシ (裏)

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<p>・日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実を図りました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する高等学校に、母語による学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員4名と、生徒への日本語指導や担当教諭への助言を行う日本語指導アドバイザー1名を配置して各校への支援を行いました。</p> <p>・外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を県立高等学校3校で実施しました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する県立高等学校に、就職実現コーディネーター3名を配置し、求人開拓や進路相談等を行いました。</p>	<p>・次年度も継続して、関係中学校から関係高等学校への情報の引き継ぎ、及び、外国人生徒支援専門員等を配置するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を対象とした、日本語指導担当者研修会を行い、各高等学校における指導の充実を図ります。</p> <p>・県立高等学校における外国人生徒の大学等進学率は、全体と比べ低く、就職においても非正規での就労を選択する割合が高い傾向があります。外国人生徒が、早い段階から、就職や進学に必要な情報を得ることができるよう、正社員として就職した卒業生や、大学等に進学した卒業生から体験談を聞くなど、引き続き、進学・就職に関する説明会を実施するとともに、就職実現コーディネーターによる就職支援を行います。</p>	教育委員会事務局	高校教育課

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### Green Apple Square (松阪市)

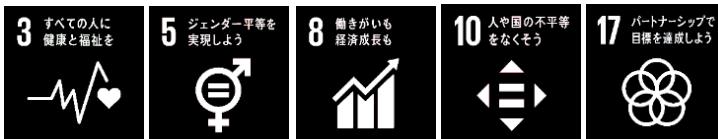
外国にルーツのある方が、地域社会を支える一員として地域の方と親交を深め、成長していくためのきっかけとなる場として、日本語教室を開催し、学習支援を行っています。今後も、日本で暮らす外国にルーツのある方が、自立に向け、不安や悩みを打ち明けられる心のよりどころとなるよう、支援方法を工夫しながら活動を続けています。



## 人権施策 307

# 患者等

### 【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

医療現場では、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われ、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発が推進されるとともに、患者および感染者等の相談・支援体制の充実が図られています。

患者および感染者等がその人権を尊重され、偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる社会が実現されています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1) 患者本位の医療体制づくりの推進</b>			
<b>①インフォームド・コンセントの推進</b>			
・三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応する中で、必要に応じインフォームド・コンセントやセカンドオピニオンについて説明しました。相談業務を通じて、医療提供施設との信頼関係の構築を支援することで、患者本位の医療の推進に努めました。また、医療安全全国協議会に参加し、他県の相談対応を把握することで相談対応力の向上を図りました。 (再掲:307(3)-①)	・引き続き、三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応するとともに、医療安全関係の研修に参加し、患者本位の医療の推進に努めます。 (再掲:307(3)-①)	医療保健部	医療政策課
<b>②県民による医療機関選択の支援</b>			
・救急医療情報システムの充実を図るため、システムに参加する医療機関の増加に努めました。新規開業した医療機関にシステム参加の働きかけを行ったものの、廃業等により参加を辞退した医療機関もあったため、2024(令和6)年度は、累計781医療機関となりました。	・引き続き、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加を働きかけるとともに、県民に対しては対応可能な医療機関の案内や医療機関の診療科目、診療時間等の医療に関する情報の提供に取り組みます。	医療保健部	医療政策課
<b>③医療従事者への啓発の推進</b>			
・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めました。 (再掲:102(5)-④)	・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、引き続き、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めます。 (再掲:102(5)-④)	医療保健部	医療保健総務課

(2)病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

①HIV感染症・エイズ(注1)等に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

・「HIV検査普及週間」(6月1日～7日)及び「世界エイズデー」(12月1日)等に、展示会、検査会、街頭キャンペーンの実施やホームページ等によって、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。	・引き続き、「HIV検査普及週間」及び「世界エイズデー」を中心に、県民に対し正しい知識の普及・啓発を推進し、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みます。	医療保健部	感染症対策課
---	--	-------	--------

②ハンセン病(注2)に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

・ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うため、パネル展を開催しました。	・引き続き、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うため、パネル展を開催していきます。	環境生活部	人権センター
・ハンセン病問題を若い世代へ伝えていく取組が必要であることから、学校や教育委員会で主に人権教育を担当する教員を対象に、関係団体とも連携して、ハンセン病問題に関する有識者や当事者の方々を講師に迎えた教職員連続講座(3回)を開催しました。講座の模様等を後日県内テレビ局で編集し、啓発番組を放送しました。また、ハンセン病問題に関するパネル展(1回)を開催しました。	・ハンセン病問題に対する正しい知識の普及と啓発について、その対象や手法について検討し、引き続き関係団体とも連携しながら、ハンセン病問題を風化させない取組を進めます。	医療保健部	医療政策課

③難病(注3)に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

・三重県難病相談支援センターにおいて、難病患者及び家族からの日常生活上、療養上の相談に応じ、悩みや不安の解消に努めるとともに、県民を対象とした講演会や学生を対象とした講座を開催し、難病に対する正しい知識の普及・啓発を行いました。	・引き続き、三重県難病相談支援センターにおいて、難病患者及び家族からの日常生活上、療養上の相談に応じ、悩みや不安の解消に努めるとともに、県民を対象とした講演会や学生を対象とした講座を開催し、難病に対する正しい知識の普及・啓発を行います。	医療保健部	健康推進課
--	--	-------	-------

(3)患者への支援体制の充実

①医療相談体制の充実

・三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族等の悩みや不安等の相談に応じるとともに、県内のがん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関や患者会等との連携を進めました。また、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、三重労働局が主催するさまざまな研修会等に出向き、事業者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。また、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者に対するウイッグ等の購入補助を実施しました。	・引き続き、三重県がん相談支援センターにおいて、がんに関する悩みや不安等の相談に応じるとともに、社会保険労務士による就労相談など、仕事とがん治療の両立を支援する取組を実施します。	医療保健部	医療政策課
---	---	-------	-------

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
・三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応する中で、必要に応じインフォームド・コンセントやセカンドオピニオンについても説明しました。相談業務を通じて、医療提供施設との信頼関係の構築を支援することで、患者本位の医療の推進に努めました。また、医療安全全国協議会に参加し、他県の相談対応を把握することで相談対応力の向上を図りました。 (再掲:307(1)-①)	・引き続き、三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応するとともに、医療安全関係の研修に参加し、患者本位の医療の推進に努めます。(再掲:307(1)-①)	医療保健部	医療政策課
<b>②HIV検査体制・エイズ相談および患者への医療・社会生活支援の充実</b>			
・各保健所(四日市市保健所含む)において、HIV感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施しました。	・意識の向上を促しHIV感染の早期発見につながるよう、県民に対する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、引き続き、受検者の利便性が高い夜間検査、相談等を実施し、その回数や場所等についても検討していきます。	医療保健部	感染症対策課
<b>③ハンセン病元患者のための療養生活の支援</b>			
・2024(令和6)年度の療養所訪問実績は3施設となりました。また、療養所の入所者等の高齢化が年々進み、健康状態等の状況から、2024(令和6)年度も里帰り事業は実施していませんが、療養所を通じて、入所者の要望の確認等を行い、支援を行う体制は確保しました。	・引き続き、入所者等の要望を的確にとらえながら、ハンセン病元患者等の支援を行います。	医療保健部	医療政策課
<b>④難病患者への生活支援</b>			
・地域の医療機関等によって構成される難病医療連絡協議会を開催し、医療提供体制の在り方について協議を行い、医療提供体制の充実を図りました。また、三重県難病相談支援センターや保健所等において、難病患者及び家族が抱える悩みや不安に対する相談支援を実施するとともに、難病相談支援センターの支援員がハローワークに配置されている難病患者就職サポートと毎月会議を開催する等、連携して就労支援を行いました。	・引き続き、地域の医療機関等によって構成される難病医療連絡協議会を開催し、医療提供体制の在り方について協議を行い、医療提供体制の充実を図ります。また、三重県難病相談支援センターや保健所等において、難病患者及び家族が抱える悩みや不安に対する相談支援を実施するとともに、難病相談支援センターの支援員がハローワークに配置されている難病患者就職サポートと毎月会議を開催する等、連携して就労支援を行います。	医療保健部	健康推進課

\*\*\*\*\*

注1) **HIV・エイズ** HIVは、ヒト免疫不全ウイルスのこと。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになってしまう。HIVに感染し指標疾患(23疾患)の1つ以上が明らかに認められた場合、エイズ(後天性免疫不全症候群)と診断される。現在はHIVに感染しても、治療によりエイズ発症を防ぐことができる。

注2) **ハンセン病** 「らい菌」に感染することで起こる病気で、現代においては感染することも発病することもほぼない。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあった。

注3) **難病** 難病の患者に対する医療等に関する法律(2014(平成26)年)では、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしている。

人権施策 308

犯罪被害者等

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
(1)犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進			
①関係機関相互や民間団体との連携推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等に対する途切れることのない支援を実施するため、支援従事者を対象とした研修会を開催(参加者延べ 111 名)して支援従事者の対応力向上を図りました。</li> <li>市町をはじめとする関係機関・団体の連携強化を図るため、県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体の参加による意見交換会を開催しました。</li> <li>性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援することを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。</li> <li>性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者的心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。</li> </ul>	環境生活部	ぐらし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県犯罪被害者支援連絡協議会実務者会議」を開催し、協議会会員に加え、警察署担当者、市町担当者を招致してワンストップサービス体制の構築・運用に向けた研修を実施して関係機関・団体との連携強化を図りました。</li> <li>犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要な情報を早期に提供するとともに、同センターで開催される研修会に職員を参加させ、地方における途切れない支援に関する専門的知見・ノウハウの習得を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、三重県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関・団体との連携及び相互の協力を強化し、途切れない被害者支援の推進に努めます。</li> <li>犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、犯罪被害等からの立ち直りを支援するため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの周知を図った上で、犯罪被害者等の同意を得た情報提供など、引き続き同センターとの連携を強化します。</li> </ul>	警察本部	警務課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>②相談窓口の充実と広報の実施</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する性犯罪・性暴力被害を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施するとともに、特に低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害を防ぐため、未就学児の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施しました。(再掲:302(3)-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの性犯罪・性暴力被害を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施します。(再掲:302(3)-①)</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談、面接相談など、関係機関・団体等と連携した支援を行い、被害者への支援を行いました。(再掲:201(1)-③)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談や面接相談など、関係機関・団体と連携し、支援を行っていきます。(再掲:201(1)-③)</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県内の公立高校から、学生がこれまで培ってきた造形技術を用いて制作した、県警察オリジナル広報用キャラクターの立体造形、バックボード等の贈呈を受け、各イベント等で活用しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性被害に遭われたあらゆる年齢層の方が、一人で悩みを抱え込むことなく性犯罪被害相談電話#8103(ハートさん)に相談できるよう、県警察オリジナル広報用キャラクターを用いた分かりやすい動画を作成するとともに、デジタルサイネージや、SNS等での広報啓発を推進します。(2025(令和7)年度県民提案事業)</li> </ul>	警察本部	警務課
<b>③総合的な支援体制の整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県犯罪被害者等支援推進計画(第二期)」(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関・団体や有識者等からなる「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(2)犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進</b>			
<b>①幅広い啓発と情報提供</b>			
・犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える県民の集い」を開催(参加者 280 名)するとともに、パネル展示等の広報啓発活動を積極的に実施しました。	・「犯罪被害を考える週間」をはじめとしたイベントの開催、その他各種広報媒体を活用した効果的な啓発を実施し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。	環境生活部	くらし・交通安全課
・中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を13回(受講者4,096名)開催しました。	・次代を担う中学生、高校生等を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を引き続き開催し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。	警察本部	警務課
<b>②犯罪被害者等への理解の促進</b>			
・性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました(3回開催、参加者延べ 497 名)。	・性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施します。	環境生活部	くらし・交通安全課



「みえ性暴力被害者支援センター  
よりこ」周知チラシ（表）

「みえ性暴力被害者支援センター  
よりこ」周知チラシ（裏）

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援</b>			
<b>①各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。2024(令和6)年度は、603件の相談がありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。(再掲:303(3)-①)</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の精神的ケアのため、部内カウンセラーによるカウンセリング(実施回数214回)を積極的に行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等に対する精神的なケアを行うため、引き続き部内カウンセラーの積極的な活用に努めます。</li> </ul>	警察本部	警務課
<b>②犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減のための支援</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2024(令和6)年度は、13件の見舞金を給付しました。(再掲:202(1)-⑤)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」、「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用助成金」等を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲:202(1)-⑤)</li> </ul>	環境生活部	くらし・交通安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用助成金」等の創設に向けて取り組みました。(再掲:202(1)-⑤)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対して、居住の安定を図るため、県営住宅優先入居制度の周知を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対して、居住の安定を図るため、県営住宅優先入居制度の周知を行います。</li> </ul>	県土整備部	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書料・緊急避妊薬投薬料等を公費で負担(事件数42件、被害者数41名)したほか、犯罪被害給付制度による経済的支援(申請7件、裁判3件)を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、公費負担制度及び犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、対象事件の犯罪被害者等の心情に配慮した対応、丁寧な説明を行い、適切に制度を運用します。</li> </ul>	警察本部	警務課

人権施策 309 インターネットによる人権侵害			
【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】			
4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう		
			
16 平和と公正をすべての人に			
【人権施策基本方針におけるめざす姿】			
<p>県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネットを利用しています。</p> <p>インターネット上の差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。</p> <p>プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上の差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携し、適切に対応しています。</p>			
2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1)インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット利用者に対して直接働きかける SNS 広告 (LINE 広告) (表示回数 5,995,712回、クリック数 36,096 回)を通じて、差別的な書き込みの未然防止に向けた啓発に取り組みました。</li> <li>インターネットの適正な利用等をテーマに、講演会の開催やパネル展示を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS 広告 (LINE 広告)について、効果的な掲載期間を検討しながら、引き続き差別的な書き込みの未然防止に向けた啓発に取り組みます。</li> <li>インターネットの適正な利用等をテーマに、講演会の開催やパネル展示を行います。</li> </ul>	環境生活部	人権センター
<b>(2)インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止をテーマとする動画コンテストを実施し、小学校3校、中学校7校、高等学校10校が参加しました。参加校の児童生徒に向けた研修会で、県教育委員会による「情報モラル授業」、プログラギーチーム三重ハンダヒートによる「いじめ防止授業」を行うとともに、児童生徒が「いじめが起きたときの行動」等について意見交流を行いました。コンテストに応募した動画は、ポータルサイト上で県民投票による優秀作品の選定を実施し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024(令和6)年度の動画コンテスト参加校は、参加する児童生徒の代表が研修会に参加し、情報モラル等について学んだ後で、コンテスト動画を作成することとしていました。このため、学年や居住地域等により研修会への参加が難しく、動画コンテスト参加校に偏りがあることが課題となっています。この課題を解決するため、2025(令和7)年度は、研修会をオンデマンドで行うなど、多くの児童生徒が参加できる研修会に改善し動画コンテストを実施する予定です。</li> </ul>	教育委員会事務局	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもがインターネットを活用するうえで必要なネットモラルを育成するための資料をホームページに掲載するとともに、子どもがインターネットを活用する際に自他の人権を守るために必要な知識や技能等を育むための学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権学習指導資料等を活用し、ネットモラルやメディアリテラシー等のインターネットと人権に関する学習を促進します。</li> </ul>	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり</b>			
<b>①インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握</b>			
・インターネット上における差別的な書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みました。	・インターネット上における差別的な書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。	環境生活部	人権センター
・インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回(8月下旬～9月、11月、1月)実施しました。2025(令和7)年度は、1,136件の不適切な書き込みを検知し、これらの書き込みに、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。(再掲:302(2)-(5))	・インターネット上のトラブルが年々増加傾向にあることから、2025(令和7)年度も引き続きネットパトロールを年3回(8月下旬～9月、11月、1月)実施します。(再掲:302(2)-(5))	教育委員会事務局	生徒指導課
・学校から報告があった不適切な投稿については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施しました。(再掲:302(2)-(5))	・学校からの報告による個別案件については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施します。(再掲:302(2)-(5))		
<b>②インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組</b>			
・差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行うとともに、法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望しました。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が拡がるよう説明会を開催しました。	・差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行うとともに、人権侵害情報の速やかな削除のため、プラットフォーム事業者に対し必要な指導を行い、ガイドラインの充実を図るよう国へ要望しています。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が拡がるよう説明会を開催します。	環境生活部	人権センター
	・情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながら、適切な対応に努めます。(再掲:301(5))		

○いじめ防止をテーマとする動画コンテスト

<小学校の部>

松阪市立第二小学校



<中学校の部>

松阪市立嬉野中学校



<高等学校の部>

県立朝明高等学校

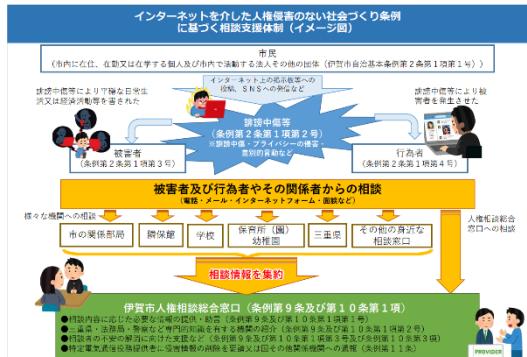


### 県以外のさまざまな主体による取組

## 伊賀市：インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例について

## ① 目的

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、市民の誰もが被害者にも加害者にもならないよう、市及び議会の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネットを介した人権侵害のない社会づくりを推進することを目的に、2024（令和6）年4月1日に施行しました。



## 【条例に基づく相談支援体制】 (イメージ図)

## ②ポイント

基本的施策として、第7条第1項には、市民の年齢、立場等に応じたインターネットラシーの向上に資する施策、第2項には被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備、第3項には行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備が規定されています。

### ③成果と今後の課題

市広報、テレビ、ホームページ、各種リーフレット、また、講演会等の機会を捉えて、相談窓口の周知に取り組みました。従来より実施してきた人権相談を通してのインターネット上の人権侵害の相談もあり、これまでの取組が定着しています。

2025（令和7）年4月1日に施行した情報流通プラットフォーム対処法においては、大規模プラットフォーム事業者に対し、侵害を受けた者からの削除要請に迅速に応じる規定が追加されたことを受け、法律に応じた条例改正の検討が必要です。行政では対応が困難な状況も見られるため、今後は、弁護士や臨床心理士など専門家による相談対応など、相談体制の整備をさらに進めていきます。

「伊賀市：インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例」の詳細はホームページをご覧ください。

[https://en3-jg.d1-law.com/iga/d1w\\_reiki/H506901010020/H506901010020.html](https://en3-jg.d1-law.com/iga/d1w_reiki/H506901010020/H506901010020.html)

人権施策310		性的指向・性自認				
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】						
<b>1 貧困をなくす</b> 	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> 	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	<b>10 人や国の不平等をなくす</b> 	<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】						
<p>性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。</p>						
2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名			
(1)LGBTQ等の当事者支援等の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>性の多様性に関する相談を受け付けるため、電話及びSNS相談「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」(電話67件、SNS38件)を実施しました。チラシを県内学校に配布し、相談窓口を周知しました。(再掲:201(1)-③)</li> <li>LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流でき、LGBTQ等の当事者の方々の医療に関することが相談できるコミュニティスペースを開設しました(2024(令和6)年11月)。(再掲:201(1)-③)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」の運用を行います。また、認知度が低い傾向にあるので、性の多様性に関する悩みでいる方に届くよう周知を図ります。(再掲:201(1)-③)</li> <li>LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流できるコミュニティスペースを地域で開催します。(再掲:201(1)-③)</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課			
(2)性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備						
①「三重県パートナーシップ宣誓制度」(注)の啓発						
<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県パートナーシップ宣誓制度」を2021(令和3)年9月から開始しています(宣誓件数:78件)。</li> <li>県の広報誌やメディア等を活用して、広く県民向けに周知しました(広報誌「県政だよりみえ」1回、テレビ番組「県政だよりみえ」1回)。</li> <li>宣誓者の転居時の負担軽減のため、全国域での連携を開始しました(2024(令和6)年11月)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園の送迎や病院での付き添い等で関係性を説明しやすくするため、宣誓者の子どもの名前を記載できるようパートナーシップ宣誓制度の要綱を改正します(2025(令和7)年4月施行)。また、制度の変更内容を含め、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を広く周知します。</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課			
②「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充						
<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図りました(「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先:141団体)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の利便性の更なる向上のため、利用できるサービスの拡充を図ります。</li> </ul>	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課			

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)性の多様性に関する啓発・教育の推進</b>			
<b>①性の多様性に関する啓発の推進</b>			
・性の多様性に関して理解を深めるため、三重県人権センターにおいてパネル展を開催しました。	・性の多様性に関して理解を深めるため、引き続きパネル展を開催していきます。	環境生活部	人権センター
・県民や県内企業の性の多様性に関する理解を深めていくため、県民向け啓発ハンドブック「みえにじいろスタートブック～性の多様性ってなんだろう？～」、県民・企業向け研修用動画「性の多様性ってなんだろう？」を作成し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページにて周知しました。	・男女共同参画審議会で、性の多様性に関して企業への啓発が足りていないとの指摘があることから、企業向けガイドブックや研修動画を活用して、啓発に取り組みます。 ・県民の性の多様性に関する理解を深めるため、県民向けにハンドブックを活用して、啓発を行うほか、男女共同参画センター「フレンチみえ」にて、講座等を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
<b>②性の多様性に関する教育の推進</b>			
・性的指向・性自認に係る人権課題をテーマに、県教育委員会が作成した指導資料等の活用のための講座を集合型とオンライン型を併用して開催しました。	・学校において、性の多様性についての理解を深めるための教育を進めるとともに、教職員が性の多様性について理解を深めるため、2025(令和7)年3月に作成した「人権教育ガイドライン」を県内全公立学校に配付し、周知および活用を促進していきます。	教育委員会事務局	人権教育課
・研究指定校の事業等を通じて、各校が授業の指導案検討を行う際に、指導主事が指導・助言の支援を行いました。			

**みえにじいろ相談**  
～性の多様性に関する相談～

**電話相談 059-233-1134**  
毎月 第1日曜日 13:00～19:00  
第3金曜日 14:00～20:00

**SNS相談 (令和3年10月～開始)**  
毎月 第2金曜日 14:00～20:00  
第4日曜日 13:00～19:00

相談無料/秘密厳守/いずれも年末年始を除く



みえにじいろ相談周知カード（表）

みえにじいろ相談では、性の多様性に関するさまざまな悩みについて、ご本人だけでなく、周囲の方からの相談も受け付けています。

こんなことで悩んだらご相談ください

- ・こころの性とからだの性が一致せずに悩んでいる
- ・同性が好きなことを打ち明けづらい
- ・自分の性別がはっきりとわからない

など

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課  
相談機関：三重県男女共同参画センター「フレンチみえ」



みえにじいろ相談周知カード（裏）



みえにじいろスタートブック

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 松阪市：パートナーシップ宣誓制度について

##### ①目的

松阪市において、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人が自分らしく生きられる地域社会の実現をめざし、誰もが平等な権利を享受できるようにすることを目的に、2025（令和7）年1月1日に施行しました。

##### ②ポイント

性的少数者の人権を保護し、すべての市民が平等に扱われる社会をめざしており、宣誓者が「パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することで、サービスの提供を受ける際に、配偶者等と同等に取り扱いを受けることができます。住みやすい環境を提供することで、松阪市の魅力を高め、住民の定住や新たな住民の誘致に繋げていくことを期待しています。

##### ③成果と今後の取組

法的な婚姻関係とは異なるものの、パートナー間の関係を公式に認めることで、公営住宅への入居や医療や福祉サービスの利用時における法的保護の享受、住民票の続柄表記を「同居人」または「縁故者」何れかを選択できるようになります。また、2025（令和7）年4月1日から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に松阪市が加入することで、宣誓者が住所の異動を行う場合、手続きを省略することができ、負担軽減を図ることができます。今後は、公平かつ適切な対応が行われるよう、利用方法等について周知啓発のほか、サービスの充実に向け協力の呼びかけを行っていきます。

「松阪市パートナーシップ宣誓制度」の詳細はホームページをご覧ください。

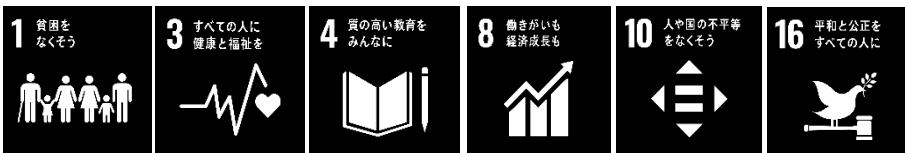
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jinken/partnership.html>

\*\*\*\*\*  
注) 三重県パートナーシップ宣誓制度 お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人（一方または双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領書等を交付する制度。

人権施策 311

ひきこもり

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”的回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1)ひきこもりに関する情報発信・普及啓発</b>			
・ひきこもりに関する理解を促進するため、県民を対象にしたフォーラムを開催するとともに、SNS等を活用した情報発信を行いました。	・ひきこもりに関する正しい理解や支援機関の周知のための情報発信、普及啓発に取り組みます。	子ども・福祉部	地域福祉課
・精神保健福祉に関する会議やホームページで、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」やひきこもりに関する専門相談の案内を行い、周知に取り組みました。	・さまざまな機会を捉え、ひきこもりに関連した情報や専門相談の案内・周知を行います。	医療保健部	健康推進課
<b>(2)当事者や家族に寄り添った支援の充実</b>			
<b>①対象者の状況把握・早期対応</b>			
・県内における相談支援体制の充実に向けて、支援機関相互のノウハウの共有や困難事案に関する事例検討を行う会議を開催しました。	・市町をはじめとした関係機関を対象に、情報共有、事例検討、顔の見える関係づくりの機会となる会議を開催します。	子ども・福祉部	地域福祉課
<b>②当事者や家族に寄り添った支援の充実</b>			
・相談への多様なアクセスを確保するため、電話、面接、訪問に加え、メールによる相談を開始しました。また、家族教室を県内3か所で開催し、家族が相談機関に早期に繋がることができるよう取り組みました。	・従来の電話、面接、訪問、メールによる相談を継続します。また、県内数か所で家族教室を開催します。	医療保健部	健康推進課
・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援に取り組みました。	・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、伴走型支援に取り組むとともに、早期に支援につながりやすくなるよう窓口の多様化を図ります。	子ども・福祉部	地域福祉課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(3)社会参加と多様な担い手の育成・確保</b>			
<b>①社会参加・活躍できる環境の整備</b>			
・当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を開設するとともに、居住地とは異なる市が開催する居場所等を利用できる広域的支援体制づくりを試行的に実施しました。	・市町等と連携し、広域的支援体制を強化する取組を進めながら、多様な居場所づくりに取り組みます。	子ども・福祉部	地域福祉課
・生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者等の社会的自立を支援するため、農業の多様な作業内容を生かした農業就労体験に取り組み、農業就労体験の受入先となる農業者を引き続き新たな地域でリスト化(1地域)しました。	・引き続き、生きづらさや働きづらさを感じている若者等の社会的自立を支援する必要があるため、農業の多様な作業内容を生かした農業就労体験に取り組むとともに、受入先となる新たな地域で農業者のリスト化を実施します。	農林水産部	担い手支援課
<b>②多様な担い手の育成・確保</b>			
・市町における包括的な支援体制の整備に向けて、相談支援包括化推進員の育成支援のための研修会を開催するとともに、県内の4市が養成した「ひきこもりサポートー」を対象としたスキルアップ研修会を開催しました。	・当事者等に伴走している支援者を支援するための取組を進めるとともに、ひきこもり支援に意欲・関心のある県民の方等を対象とした啓発や研修を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
・医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関を対象に人材育成研修会や関係機関のネットワーク構築のための会議を開催しました。	・関係機関向けの人材育成研修を開催します。また、関係機関のネットワーク構築を目的とした会議を開催します。	医療保健部	健康推進課



みえひきこもり安心  
サポートライン チラシ

### 県以外のさまざまな主体による取組

#### 松阪市：ひきこもり地域支援センター（そ・えーる）開設について

##### ①目的

2022（令和4）年6月にひきこもり相談窓口を開設し、相談窓口の明確化を図りました。相談支援対応、当事者の居場所づくり、家族教室、よりそいサポーター養成事業等必要な支援体制を整え、2024（令和6）年8月からは支援ニーズの増加に伴い、相談支援員1名の増員と愛称を「そ・えーる」と名付けひきこもり地域支援センターを開設しました。ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じて適切な助言を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワークの構築等の役割を担うことを通じて、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、福祉の増進を図ります。

##### ②ポイント

相談支援として、支援対象者（家族等含む）からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。また、支援対象者の相談内容等に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐとともに、その後も当該機関と情報交換を行うことにより、支援対象者への支援状況を把握し、継続的な支援を行います。

##### ③成果と今後の課題

来所や電話だけではなく、出張相談、メールやLINEなど多様な方法による相談しやすい体制づくりに取り組んでおり、月平均5件の相談をコンスタントに受けることができました。

今後は、アウトリーチ（訪問型）支援を含めた相談支援の充実を図り、ひきこもり当事者やその家族、支援者にとって必要な時に必要な情報が適切に届けられる環境を整えていきます。また、地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が根強く存在していることから、よりそいサポーター（地域住民）による居場所等での活動協力を得ながら、ひきこもりに関する正しい理解の促進、普及啓発等を行っていきます。



【相談窓口 QR コード】

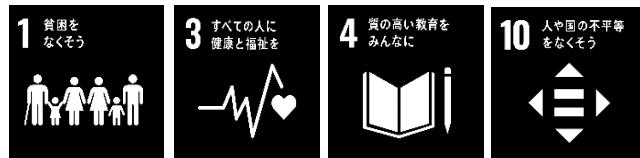
「松阪市ひきこもり地域支援センター」の詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/99/so-yell.html>

## 人権施策312 あらゆる人権課題の解消に向けて

(アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

### 【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



### 【人権施策基本方針におけるめざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<b>(1)あらゆる人権課題の現状把握</b>			
・三重県IT広聴事業(e-モニター)を活用し、人権に係る県民の意識について調査を行い、経年変化を把握するとともに、啓発事業の効果検証と今後の施策の方向性の検討を行いました。	・社会情勢の変化に伴い、人権課題が多様化していることから、人権にかかる県民の意識や差別事象の発生状況等、現状の把握に努めます。	環境生活部	人権課
・各種統計データや差別事象の発生状況、人権問題に関する相談の状況等、社会の動向をもとにあらゆる人権課題の現状の把握に努めました。	・各種統計データや差別事象の発生状況、人権問題に関する相談の状況等、社会の動向をもとにあらゆる人権課題の現状の把握に努めます。	環境生活部	人権センター
<b>(2)当事者や家族に寄り添った支援の充実</b>			
・三重県人権センターアトリウムを活用して、年間を通じてさまざまな人権テーマ(災害と人権、アイヌの人びとの人権)について各種パネル展を開催しました。	・三重県人権センターアトリウムを活用して、引き続き年間を通じてさまざまな人権テーマ(災害と人権、アイヌの人びとの人権)について、各種パネル展を開催します。	環境生活部	人権センター
・市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しました(外国人防災リーダー研修修了者数:15名)。(再掲:306(2)-④)	・市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。(再掲:306(2)-④)	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)」を中心にパネル展示、写真展開催、ラジオによる啓発等を行いました。	・拉致問題の早期解決に向けて、国の取組に協力しながら県民の関心と認識を深めていくとともに、啓発等のさまざまな取組を進めています。また、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)」を中心に、パネル展示、写真展開催、ラジオ、広報紙などによる啓発等に取り組みます。	政策企画部	政策企画総務課
・北朝鮮当局による拉致問題等の理解を高めるための学習の実施を促進した結果、小学校13校、中学校6校、県立学校1校においてアニメ「めぐみ」が視聴されました。	・三重県人権教育基本方針に、教育として取り組むべき個別的な人権問題の一つとして位置付けられている北朝鮮当局による拉致問題等について、児童生徒の発達段階等に応じて理解を深められるよう、取組を推進します。	教育委員会事務局	人権教育課

2024(令和6)年度の取組実績	2025(令和7)年度以降の取組方向	部局名	課名
<p>・市町や地域からの要請により防災技術指導員を派遣し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に基づき、避難所運営マニュアルの作成を支援するとともに、マニュアルを活用した避難所運営訓練の支援に取り組みました(2024(令和6)年度支援実績:12回)。</p>	<p>・市町や地域において災害時に特に支援を必要とする高齢者や障がい者、外国人などを想定したHUG(避難所運営ゲーム)の実施や避難所運営マニュアル作成、避難所運営訓練への支援を通じて、災害時にさまざまな視点に立って活動が行われるよう取組を進めます。</p>	防災対策部	地域防災推進課
<b>(3) 人権侵害に対応するための取組の推進</b>			
<p>・三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携し、人権問題に係る相談において、差別解消条例に基づき、適切に対応しました。2024(令和6)年度は、相談対応で解決せず申立てに至った不当な差別に係る紛争事案はありませんでした。</p>	<p>・差別解消条例に則り、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、関係機関で協議したりするなど丁寧に対応していきます。また、不当な差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	人権課
<p>・三重県人権センターや隣保館には多様な相談が寄せられています。三重県人権センターでは、さまざまな人権課題に沿った講師を迎えて、相談員の研修を行い、当事者に寄り添った相談対応ができる体制づくりに努めました。</p> <p>・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行えるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。(再掲:201(3)-②、202(1)-⑦、301(4)-①)</p>	<p>・三重県人権センターや隣保館には多様な相談が寄せられます。三重県人権センターでは、さまざまな人権課題に沿った講師を迎えて、相談員の研修を行い、当事者に寄り添った相談対応ができる体制づくりに努めます。</p> <p>・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関が参加)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行えるよう、連携・情報交換の会議を開催します。(再掲:201(3)-②、202(1)-⑦、301(4)-①)</p>	環境生活部	人権センター
<p>・生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体(県、14市、多気町)の生活困窮者を対象とした相談窓口(自立相談支援機関)において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。</p>	<p>・引き続き、複合的な課題を抱えた方に対し、きめ細かな相談支援に取り組むとともに、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた方への支援に向けてアウトリーチ支援に取り組みます。</p>	子ども・福祉部	地域福祉課
<p>・県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の周知に取り組みました。また「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、精神保健福祉に関する相談支援を行うとともに、人材育成研修を実施しました。</p>	<p>・引き続き支援機関の情報発信に取り組むとともに、精神保健福祉に関する相談支援を行います。</p>	医療保健部	健康推進課

## 人権啓発の取組状況

○各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

事業概要	
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地域人権まちづくりトップセミナー（四日市・鈴鹿共催）(R6.11.8) くわなメディアライヴ多目的ホール 参加者 84人 「多文化共生社会における自治体の在り方と外国人の人権」 羽衣国際大学教授・タレント にしゃんた氏</li> <li>・北勢地域人権啓発セミナー（R6.11.13） 県桑名庁舎 参加者 31人 「ビジネスと人権～企業・働く人・市民・消費者の視点から考える～」 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 松岡秀紀氏</li> </ul>
四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地域人権啓発セミナー（R6.10.17） 菰野町役場 参加者 15人 「児童生徒のインターネット・SNS 利用における動向変容と依存性」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ調査・研究員 中村尚生氏</li> </ul>
鈴鹿地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地域人権啓発セミナー（鈴鹿地域）(R7.1.29) 県鈴鹿庁舎 参加者 39人 「『認知症基本法』施行を受けて～認知症当事者や家族の視点から人権を考える～」 公益社団法人認知症の人と家族の会三重県支部代表 中川絵里子氏</li> </ul>
津地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津地域ミニ人権大学講座（全3回）(R6.9.20、R6.10.11、R6.11.29) 県津庁舎 参加者延べ 182人 「立ち直りのための必要なこと」 更生保護法人 立正園 施設長 百瀬覚由氏 他2講座</li> <li>・津地域人権まちづくりトップセミナー（R7.1.21） オンライン開催 参加者 28人 「障害のある人の人権～法改正、合理的配慮等～」 大阪公立大学国際基幹教育機構アクセシビリティセンター特任准教授 松波めぐみ氏</li> </ul>
松阪地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪地域防災総合事務所地域人権啓発事業講演会（R7.2.8） 大台町健康ふれあい会館 参加者 65人 「真の笑いは平等な心から」 三代目 林家菊丸氏</li> <li>・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー（R7.2.27）</li> </ul>

	<p>県松阪庁舎対面及びオンライン開催 参加者 48 人      「日常の人権尊重の取組が人災を減らすまちとひとをつくる」      公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長 松村元樹氏</p>
伊賀地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀地域人権啓発事業「伊賀地域ミニ人権大学基本講座」(R6.11.22)          県伊賀庁舎 参加者 38 人          「『障害』者の人権～誰もが共に暮らしやすい社会をめざして～」          公益財団法人反差別・人権研究所みえ 研究員 松原淳氏</li> <li>伊賀地域人権まちづくりトップセミナー (R7.2.27)          県伊賀庁舎 参加者 80 人          「公務職場におけるハラスメントについて          ～一人ひとりの違いを理解し、認め、尊重するために成すべきこと～」          公益財団法人二十一世紀職業財団 客員講師 藤本美幸氏</li> </ul>
南勢志摩地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー）参加者延べ 71 人          (R6.11.21～12.9) (全 3 回) 県伊勢庁舎対面及びオンライン開催          「障害のある人がありのまま、あたりまえにこのまちで生きていくために」          NPO 法人なちゅらん 職員 杉田宏氏 他 2 講座</li> <li>南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会）(R6.7.16)          県伊勢庁舎対面及びオンライン開催 参加者 35 人          「インターネットに表出する実社会の人権課題」          (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹氏</li> </ul>
紀北地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>紀北地域人権大学講座（全 2 回）(R6.11.18、R6.12.5)          県尾鷲庁舎対面及びオンライン開催 参加者延べ 39 人          「女性の人権」          (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 萩田実樹氏 他 1 講座</li> <li>人権トップセミナー (R7.2.6)          県尾鷲庁舎対面及びオンライン開催 参加者 48 人          「日本国内における外国人問題について考える」          (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 中村尚生氏</li> </ul>
紀南地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>紀南地域ミニ人権大学講座（全 2 回）(R6.11.21、R6.12.6)          県熊野庁舎対面及びオンライン開催 参加者延べ 176 人          「『外国人の人権』について」          NPO 法人多民族強制人権教育センター事務局長 文公輝氏 他 1 講座</li> <li>人権トップセミナー (R7.3.17) 県熊野庁舎対面 参加者 35 人          「『再審制度の改正』について」          日弁連再審法改正実現本部 本部長代行 鴨志田祐美氏</li> </ul>

市町名	事業概要																				
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和問題学習講座（R6.9～R6.11）全6回 参加者延べ305人 「部落ってナニ？」映像プロデューサー・ライター 鎮目 博道氏 他5講座</li> <li>・2024人権フェスタ in くわな 人権講演会（R6.12.7）参加者581人 『ちがいを楽しむ』「一人ひとりはちがっていい、今がもし辛くても幸せはきっと待っていてくれる」俳優・タレント 副島 淳氏</li> <li>・人権啓発物品・チラシ作成、配布</li> </ul>																				
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ポスター、標語、入賞者作品の表彰・展示（R6.12）</li> <li>・第18回人権フェスティバル（R6.12.8）参加者440人 映画「くまのプーさん」 パックンマックンによる講演 「パックンマックンと考えるこれからの多文化共生」</li> <li>・研修会、街頭啓発活動 人権週間における啓発物品の作成、配布 いなべ市人権擁護委員（9名）市内各店舗前（R6.12.4）</li> <li>・LGBT研修 市内各小学校</li> <li>・人権機関 メシェレいなべ（40名）による各地区人権啓発運動 広報誌発行（全3回）、委員研修（全2回）、視察研修、人権学習会、映画会（全4回 参加者延べ1,649人）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>上映作品</th><th>場所</th><th>参加者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.27</td><td>老後の資金がありません！</td><td>大安公民館</td><td>454人</td></tr> <tr> <td>8.24</td><td>こんにちは、母さん</td><td>北勢市民会館</td><td>517人</td></tr> <tr> <td>9.21</td><td>めんたいぴりり</td><td>大安公民館</td><td>315人</td></tr> <tr> <td>10.19</td><td>ケイコ 目を澄ませて</td><td>北勢市民会館</td><td>363人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌 Link による啓発記事掲載(男女共同参画週間・人権週間等)</li> <li>・人権の花運動 藤原小学校（R6.5.23）（R6.10.22）</li> </ul>	日付	上映作品	場所	参加者	7.27	老後の資金がありません！	大安公民館	454人	8.24	こんにちは、母さん	北勢市民会館	517人	9.21	めんたいぴりり	大安公民館	315人	10.19	ケイコ 目を澄ませて	北勢市民会館	363人
日付	上映作品	場所	参加者																		
7.27	老後の資金がありません！	大安公民館	454人																		
8.24	こんにちは、母さん	北勢市民会館	517人																		
9.21	めんたいぴりり	大安公民館	315人																		
10.19	ケイコ 目を澄ませて	北勢市民会館	363人																		
木曽岬町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権映画会（R6.8.3）参加者184人 「FLY! フライ」</li> <li>・人権講演会（R6.12.8）参加者108人 「あきらめない心」 ちゃんへん.氏</li> <li>・人権フォト、人権ポスター展示（R6.11.29～R6.12.25）</li> </ul>																				
東員町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権標語コンクール（R6.10）</li> <li>・東員町商工祭の啓発物品の作成、配布（R6.10.20）</li> <li>・幼稚園・保育園での人権学習会（R6.7～R6.11）</li> <li>・人権講座「みんなが暮らしやすいまちを目指して」（R6.11.10）</li> </ul>																				

	<p>参加者 58 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヴィアティン三重の選手とともに街頭啓発を実施 (R6.11.17)</li> </ul>
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習推進事業（人権大学あすてっぷ7講座、ステップアップ講座3講座）(R6.6～R7.1) 参加者延べ 1,648 人</li> <li>・じんけんフェスタ 2024 (R6.12.8) 参加者 2,711 人 記念講演「誰にでも輝ける場所がある」 義足のダンサー 大前光市氏</li> <li>・DV 防止啓発講演会 (R6.11.15) 参加者 90 人 「子どもの脳を傷つけない子育て～マルトリートメントによる脳への影響と回復へのアプローチ～」 福井大学子どものこころの発達研究センター教授 友田明美氏</li> <li>・男女平等・デート DV 予防教育講座 参加者 3,324 人</li> </ul>
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発カレンダーの作成、配布</li> </ul>
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会「すべての子どもの権利が守られる学校・町づくりに向けて～おとの役割～」(R6.8.1) 参加者 101 名 三重県教育委員会事務局人権教育課市町支援班 村松祐樹氏 対象：役場職員、学校教職員</li> <li>・人権展示 朝日町保健福祉センター 「児童生徒人権ポスター2023年版展示」(R6.5.21) 「人権フォトコンテスト入賞作品 2019年版展示」(R6.12.6)</li> </ul>
川越町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習映画会 (R6.12.7) 参加者 117 人</li> <li>・人権啓発物品の作成、配布 配布先：人権学習映画会、役場ほか公共施設窓口、小中学校</li> <li>・町内小学生による人権に関するポスター制作、展示 あいあいセンター (R6.11.16～R6.12.7)</li> <li>・川越町役場 (R6.12.10～R6.12.20)</li> </ul>
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護委員の日」街頭啓発 (R6.6.3) 啓発物品の配布 市内主要駅 2 か所 配布個数 400 個 参加者 20 人(うち鈴鹿市人権擁護委員会委員 10 人) ※「人権擁護委員の日」である 6 月 1 日が週休日にあたるため、週休日後の 6 月 3 日に実施</li> <li>・人権ふれあい劇場 (R6.7.20) 参加者 1,015 人 「虹色サンゴ」 出演 夢団</li> <li>・学校での啓発 (R6.9～R6.11) 市内高等学校、県立学校の文化祭において、主な人権課題をテーマにしたパネル等を展示</li> <li>・「第 76 回人権週間」街頭啓発 (R6.12.4) 人権週間における啓発物品の配布 市内スーパー 4 か所 配布個数 598 個 参加者 25 人</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「じんけんフェスタ in すずか ~みんなで考えよう！子どもの人権～」(R6.12.14～R6.12.15) 参加者 1,017 人 (パネル展示鑑賞者含む)             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テンクルののんちゃんとあそぼう (R6.12.14) 参加者 86 人</li> <li>(2) 講演会 (R6.12.14) 参加者 185 人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「小中学生による人権作文の朗読」</li> <li>「心のストレッチ ~子育てを通じて考える子どもの人権～」 佐久間レイ氏</li> </ul> </li> <li>(3) 人権を考える市民のつどい映画上映 (R6.12.15) 参加者 588 人 「それいけ！アンパンマン ばいきんまんとえほんのルルン」 ※午前の部、午後の部に分けて 2 回上映</li> </ul> </li> <li>・地区別人権尊重まちづくり講演会 11 地区 14 回 参加者延べ 517 人</li> <li>・人権啓発カレンダー及び人権啓発手帳の作成、配布</li> </ul>
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマンフェスタ in 亀山 (R6.12.7) 参加者 200 人             <ul style="list-style-type: none"> <li>午前の部：開会行事、人権に関わる市民活動各団体のブース出展</li> <li>午後の部：分科会の開催                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1分科会 「誰もが挑戦をあきらめない社会にするために」 パラアスリート 保田明日美氏</li> <li>第2分科会 「ありのままの自分」 LGBT の家族と友人をつなぐ会 渡部京李氏</li> <li>第3分科会 「災害支援から見えてくる人権課題」 川崎小学校教諭、人権・ダイバーシティグループ職員</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・人権啓発チラシの発行</li> <li>・人権にかかわる行政出前講座 全 17 回 参加者 767 人             <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ、企業、教育関係団体、公民館出前講座など</li> </ul> </li> <li>・「人権」に関する絵画・ポスターの展示 市内小中学校</li> <li>・「人権のまちづくりフォーラム 2024」 参加者 71 人             <ul style="list-style-type: none"> <li>講演 「もう一度、考えてみませんか？インターネットのこと」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員中村 尚生氏</li> </ul> </li> </ul>
津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会 (河芸地域) (R6.11.3) 参加者 250 人 「LGBT 芸人の生き方」奇術師 松旭斎小天正氏</li> <li>・人権講演会 (芸濃地域) (R6.12.7) 参加者 166 人 「競技人生で見つけた大切なものの」津市出身のパラ陸上選手 前川楓氏</li> <li>・人権講演会 (美里地域) (R6.12.7) 参加者 122 人 「であります・つながり 差別解消を目指す北芝のまちづくり ～誰もが安心して暮らせるまちへ～」 北芝解放太鼓保存会「鼓吹」代表 丸岡朋樹氏</li> <li>・人権講演会 (津地域) (R7.2.1) 参加者 237 人 「戦時下の子どもと女性たち～中東、ウクライナの取材映像から～」</li> </ul>

	<p>映像ジャーナリスト 玉本英子氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会（香良洲地域）(R7.2.15) 参加者 70 人 「あきらめない心」元パラ競泳日本代表 伊藤真波氏</li> <li>・人権スター、人権標語募集、優秀作品の表彰・展示</li> <li>・人権啓発カレンダー及び人権啓発ポスターの作成、配布、掲示</li> <li>・市民人権講座 全 20 講座 参加者延べ 610 人 「女性史と女性の人権」 三重の女性史研究会 会長 佐藤ゆかり氏 「改めて考える土地差別～不動産売買における差別の実態から～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記氏 他 18 講座</li> <li>・人権週間における街頭啓発</li> </ul>
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭啓発 (R6.6.3) 松阪駅、伊勢中川駅、市内商業施設にて啓発物品やチラシの配布</li> <li>・令和 6 年度「心をつなぐ集い」人権講演会 (R6.6.28～R6.7.11) 「ハッピーコミュニケーション ～誰もが笑顔でいられる社会のために～」 オンライン配信 再生回数 339 回 元 NHK 手話ニュースキャスター 中野佐世子氏</li> <li>・市内小中学生を対象に人権図画ポスター募集</li> <li>・人権関係職員等養成講座 (R6.9.26～R6.10.16) 4 日間全 8 講座 参加者延べ 133 人</li> <li>・人権文化フェスティバル松阪（飯南・飯高）2024 (R6.12.4) 参加者 53 人 映画「梅切らぬバカ」</li> <li>・人権文化フェスティバル松阪 2024 (R6.12.7) 参加者 90 人 人権講演会 医学博士 司馬理英子氏 「発達傷害の子どもたちの上手なほめ方、叱り方 ～のび太・ジャイアン症候群～」</li> <li>・人権のつどいうれしの (R7.1.26) 参加者 120 人 映画「FLY！」</li> <li>・人権啓発物品（ウェットティッシュ、ボールペン）の作成、配布</li> </ul>
多気町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発物品（ティッシュ）の配布、街頭啓発</li> <li>・人権啓発活動推進事業として映画上映 (R6.12.14) 参加者 106 人 「最強のふたり」</li> </ul>
明和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続人権講座 (R6.7.26～R6.10.26) 全 3 回 参加者延べ 142 人 「わたしが生まれたときのこと。あなたを生んだときのこと。」 ～命の始まりから誕生～ さくら助産院 秋山 由美氏 他 2 講座</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉と人権のまちづくり講演会（R6.12.15）参加者 350 人 「人生をあきらめない」 株式会社山口達也代表取締役 山口 達也氏</li> <li>・啓発物品の作成、配布</li> </ul>
大台町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大台町人権フェスティバル（R6.12.7）参加者約 400 人 中学生による人権作文発表 中高生による三重県人権・同和教育研究大会報告 講演会 「知ろうとするより感じてほしい」 RAMO トーク＆ライブ (自閉症の息子 2 人を持つ父親と長男の音楽ユニット)</li> <li>・人権啓発物品の作成、配布</li> </ul>
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会（R6.12.14）参加者 337 人 「知ってほしい、L G B T Q のこと～これが私。自分らしく生きるために～」 タレント/振付師 K A B A.ちゃん</li> <li>・いせ人権映画祭（R7.2.1）参加者 174 人</li> <li>・人権啓発講座（R6.7～R7.1）全 4 回 参加者延べ 124 人</li> <li>・人権セミナー（R6.7～R7.2）全 4 回 参加者延べ 107 人</li> <li>・人権尊重啓発ポスター、標語募集、受賞作品の表彰及び展示</li> <li>・街頭啓発（R6.12.5） 人権週間における啓発物品の配布 市内スーパー等 8 か所 配布個数 1,000 個 参加者 31 人</li> <li>・人権週間、人権啓発等にかかるパンフレット及び啓発物品の作成</li> <li>・人権学習リーフレット、ハンドブックの作成</li> <li>・地域人権啓発紙の発行</li> <li>・差別をなくす強調月間での展示及び懸垂幕、のぼりの掲出</li> </ul>
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ポスターを募集、展示 応募総数 146 点 全作品を市内商業施設にて展示</li> <li>・人権講演会（オンライン講演）（R7.2.15）参加者 50 名 「美字は、みう。自分らしさと心のバリアフリー」 平野真理子氏</li> <li>・広報とばへ人権コラム掲載</li> <li>・図書館への各種啓発関連図書特設コーナー設置</li> <li>・啓発物品の作成、配布</li> </ul>
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講座（R6.11）全 3 回 参加者延べ 72 人 「児童生徒のインターネット・S N S 利用における動向変容と依存への警鐘」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 中村尚生氏 「子どものエンパワメント」</li> </ul>

	<p>エンパワメントみえ 志治優美氏      「調査結果や事例から部落差別を考える～学びや出会いは人の意識を変える～」      (公財) 反差別・人権研究所みえ 原田朋記氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会 (R7.1.18) 参加者 78 人          「インターネット上での人権侵害に関する講演会」          スマイリーキクチ氏</li> <li>・啓発物品の作成、配布</li> </ul>
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品の作成、配布</li> <li>・人権講演会 (R6.12.7) 参加者 129 人          インターネットの誹謗中傷をなくしたい          ～花が望んだやさしい世界を思いながら～          木村 韶子氏 (元プロレスラー)</li> </ul>
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品の作成・配布</li> <li>・人権講演会 (R6.8.31) ※台風接近により中止          「あきらめない心」 伊藤真波氏</li> <li>・保育園での人権教室 (絵本読み聞かせ)          おひさま保育園 (R6.11.15) 園児 24 人</li> <li>・男女共同参画連携映画祭「それいけ！ゲートボールさくら組」(R6.7.6)          来場者110人</li> </ul>
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀧原宮大祭、大紀ふれあいまつり (R6.10.27)          人権ブースの設置、啓発物品の配布</li> <li>・小学校での人権教室          錦小学校 (R6.11.18) ボッチャ体験教室</li> <li>・保育園での人権教室          大紀保育園 (R7.2.7) 人形劇</li> </ul>
度会町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・度会町文化人権講演会 (R6.11.10) 参加者 78 人          「みんなの学校」が教えてくれたこと 木村泰子氏</li> <li>・小中学校での人権交流授業          度会小学校 (R6.11.25)          度会中学校 (R7.1.31)</li> <li>・小中学校での人権フォーラム (R6.12.6)          「人権尊重のまちづくり」</li> <li>・保育所での人権教室          棚橋保育所 (R7.1.30)</li> </ul>
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和地区別懇談会 リーダー研修会 (R6.8.27 R6.9.24)          全2回 参加者延べ 106 人          公益財団法人反差別・人権研究所みえ調査研究員          松原淳氏、中村尚生氏</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひゅーまんフェスタ 2024 (R6.8.25) 参加者 200 人 ひまわりデイセンターふっくりあ・ホイスコーレKLGさん</li> <li>・部落解放・人権大学講座 (R6.7.26～R6.11.15) 全 5 回 参加者延べ 210 人 関西大学名誉教授 石元清英氏ほか</li> <li>・2024 同和問題講演会 (R6.8.24) 参加者 135 人 一般社団法人山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司氏</li> <li>・おおやまだ人権フェスティバル 2024 (R6.11.23) 参加者 99 人 「私からはじめる 私たちの多様性社会」 公益財団法人とよなか国際交流協会 事業主任 三木幸美氏</li> <li>・差別をなくすいがまちの集い 2024 (R6.12.6) 参加者 102 人 「かけはし～ハンセン病回復者との出会いから～」 三重テレビ放送 上級エキスパート職・局長 小川秀幸氏</li> <li>・青山人権のつどい 2024 (R6.12.7) 参加者 72 人 「子どもの居場所とまちづくり」 認定特定非営利活動法人「子どもの里」理事長 荘保共子氏</li> <li>・あやま人権フェスティバル 2024 (R6.12.13) 参加者 81 人 「生活支援の現場から伝えたいこと」 多文化共生ネットワークエスペランサ代表 青木幸枝氏</li> <li>・人権を考える市民の集い 2024 (R6.12.14) 参加者 400 人 「若年女性が主体的に生きる未来を語ろう～少女支援の現場から～」 一般社団法人京都わかくさネット 事務局長 北川美里氏</li> </ul>
名張市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発まちづくりリーダー養成講座 (R6.9.21) 参加者 45 人</li> <li>・人権相談力アップ研修会 (R6.10.29) 参加者 54 人</li> <li>・人権啓発企業研修会 (R6.11.8) 参加者 52 人</li> <li>・人権週間記念行事 街頭啓発 (R6.12.3) 参加者 42 人 ふれ愛コンサート (R6.12.8) 参加者 600 人 人権作品展 市庁舎 1 階市民ロビー (R6.12.4～R6.12.10) 名張市立図書館 (R6.12.17～R6.12.24)</li> <li>・人権文化に関する市民講座開催事業 (R7.2.2) 参加者 130 人 映画「心の傷を癒すということ」</li> <li>・人権啓発資料作成 (R6.1～R6.4 掲載分) 冊子「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」</li> <li>・人権カレンダーの作成、配布</li> </ul>
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会 (R6.10.18) 参加者 55 名 「そっとやさしく」 長島りょうがん氏</li> <li>・市内のスーパーマーケット等で人権擁護委員らとともに街頭啓発</li> </ul>

	(R6.12.6) ・人権教室 矢浜小学校 (R6.11.13) 対象：全児童
紀北町	・燈籠祭において啓発物品のうちわを配布 (R6.7.27) ・人権学習講座 (潮南中学校全生徒 82 人対象) ・人権について (町内 ZTV 行政放送番組にて放送 R6.11.28～R6.12.4 ) ・啓発物品の作成、スーパー店頭での配布 (R6.12.6)
熊野市	・社会福祉協議会イベントでの街頭啓発 (R6.6.30) 320 人 ・人権週間街頭啓発活動 (R6.12.4～12.5) 市内商業施設等で啓発物品の配布 400 人 広報車による市内街頭啓発 ・人権講演会 (R7.2.1) 参加者 165 人 ・市内保育所での人権教室 (R7.1.16) 参加児童約：80 名
御浜町	・みいまるフェスタにおいて街頭啓発 (R6.11.10) ・人権ポスター展示 御浜町中央公民館 (R6.11.8～R6.11.14) ・人権週間に阿田和保育所を訪問し啓発活動 (R6.12.9) ・人権週間に「道の駅パーク七里御浜」において街頭啓発 (R6.12.9) ・講演会 (R7.1.30) 参加者 32 人 「女性の人権について」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子氏 ・講演会 (R7.3.21) 参加者 22 人 「高齢者の人権について」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 理事長 大谷徹氏 ・広報みはま 1 月号掲載 「自分とは無関係と思っていませんか？」
紀宝町	・人権週間における街頭啓発活動 (R6.12.9) ・人権ポスター展示 (R6.11.25～R6.12.2) 生涯学習センター ・人権啓発映画上映会「福田村事件」(R6.12.8) 参加者 120 名 ・「広報きほう」に人権メッセージの他、人権関係記事の掲載 (4 回)